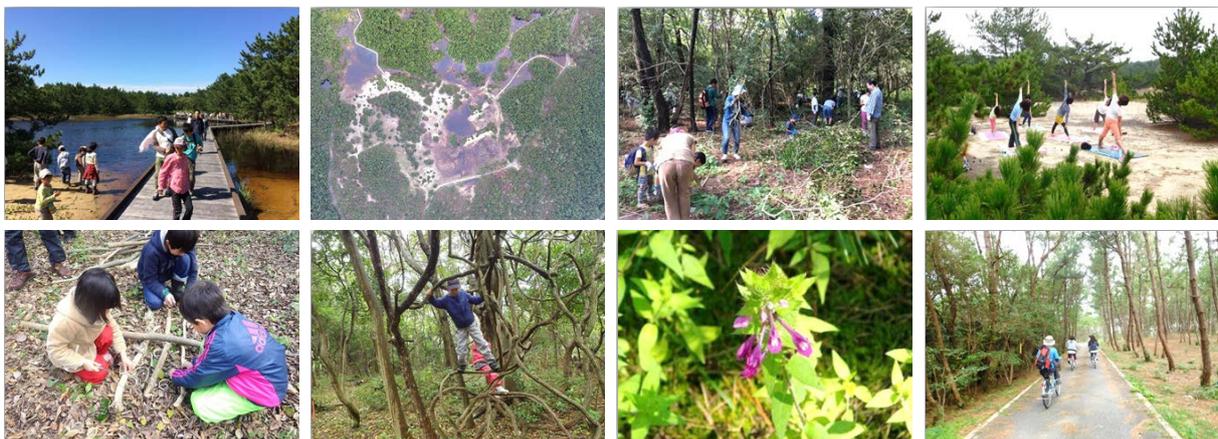


「森の池」 整備管理運営基本計画



平成 30 年 3 月

平成 30 年 3 月 初版
平成 31 年 3 月 第 2 版

国営海の中道海浜公園事務所

目 次

1. はじめに.....	1
1.1. はじめに.....	1
1.2. 森の池の魅力.....	1
1.3. 森の池に期待される役割.....	1
2. 森の池の特性.....	3
2.1. 歴史・文化的特徴.....	3
2.1.1. 歴史・文化的特徴.....	3
2.2. 自然環境・景観.....	4
2.2.1. 植生.....	4
2.2.2. 動物.....	5
2.2.3. 地形地質上の特性.....	6
2.2.4. 幻の池のメカニズム.....	6
2.2.5. 景観.....	8
3. 森の池の目指す姿.....	9
3.1. 森の池の目指す姿.....	9
3.2. ゾーニング.....	10
4. 整備計画.....	12
4.1. 導線計画.....	12
4.1.1. 園路構成（主要路線、主要歩道、簡易歩道）.....	12
4.2. 施設計画.....	13
4.2.1. 拠点施設の検討.....	14
5. 利活用計画.....	19
5.1. 利活用の方向性.....	19
5.2. 利活用プログラムのカテゴリ.....	19
5.3. 利活用の方針.....	21
5.4. 利活用プログラムの実施体制.....	22
6. 維持管理計画.....	23
6.1. 維持管理計画の概要.....	23
6.2. 植物維持管理.....	24
6.2.1. 維持管理の将来目標.....	25
6.2.2. ゾーン毎の植物管理計画.....	27
6.2.3. 管理手法、管理水準の設定.....	37
6.2.4. 管理の実施計画.....	39
6.3. 施設・設備維持管理.....	40

6.3.1. 施設管理の概要	40
6.3.2. 建物管理	42
6.3.3. 工作物管理	43
6.3.4. 設備管理	45
6.4. 清掃管理	50
6.4.1. 管理作業の基本事項	50
6.4.2. 作業区分別留意点	52
6.5. 利用案内・指導	53
6.5.1. 利用案内・指導の目標	53
6.5.2. 利用案内・指導の種類	53
6.5.3. 運営内容	53
6.6. 安全管理（巡視）	54
6.6.1. 安全管理の目標	54
6.6.2. 安全管理の種類	54
6.6.3. 安全管理の基本的考え方	54
6.6.4. 管理内容	55
6.7. 事故、災害等の緊急時対応	57
6.7.1. 基本的な考え方	57
6.7.2. 想定される役割	57
6.7.3. 対応の内容	57
6.8. 広報・行催事	58
6.8.1. 広報・行催事の目的	58
6.8.2. 利用促進の意義	58
6.8.3. 国営公園が行うべき広報・行催事	59
6.8.4. 広報の実施内容	60
6.8.5. 行催事の実施内容	62
6.9. 市民参加・協働	64
6.9.1. 方針	64
6.9.2. 活動主体	64
6.9.3. 活動支援	64

1. はじめに

1.1. はじめに

森の池は、国営海の中道海浜公園の東部に位置し、計画面積約51.8haに平坦な地形が広がっています。森の池の大部分ではクロマツ林が成立していますが、中央部には草原や砂地が存在し、いわゆる白砂青松の景観を呈しています。

本冊子は、森の池の整備及び管理運営の方針を示したものです。

(詳細については、『「森の池」利活用計画』及び、『「森の池」維持管理計画』を参照)

1.2. 森の池の魅力

海の中道は全国白砂青松百選に選定されており、中でも森の池にはまとまったクロマツ林が成立しており、多様な動植物が生息・生育しています。さらに、エリア内には降雨状況によって1～2年に一度湛水する低湿地が存在し、クロマツ林内に短期間だけ「池」が出現して多様な水際線の変化を見せる特異な環境が残されています。

1.3. 森の池に期待される役割

「森の池」が「環境共生の森（みらいの森）」、「玄界灘海浜部」と一体となって美しい風景を形成し、北部九州地域における環境学習フィールドの核となるよう整備を行います。そのために、まず森の池最大の魅力である松林を将来に渡り継承し、公園利用者に環境共生及び環境教育の機会の提供を目指した整備・管理を行います。また、市民との協働による維持管理を実践など、公園内の他エリアでは行われていない新たなチャレンジを行うことによって、公園の魅力を向上させます。

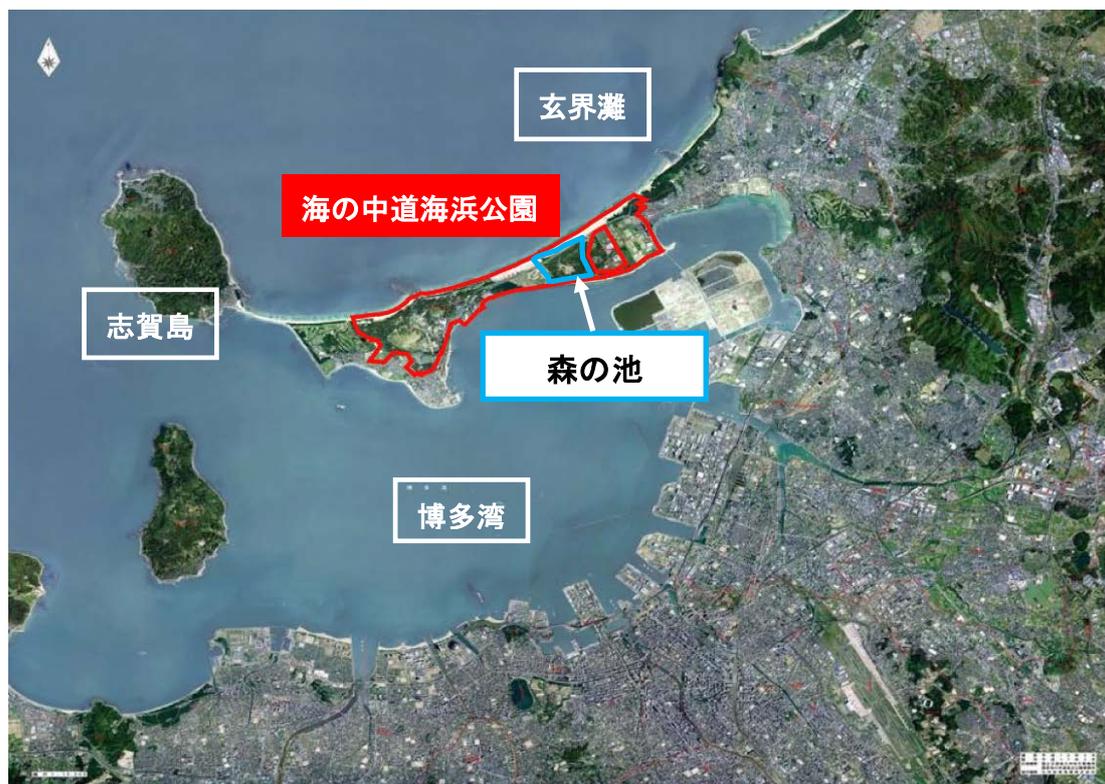


図 1.3-1 海の中道海浜公園 広域図

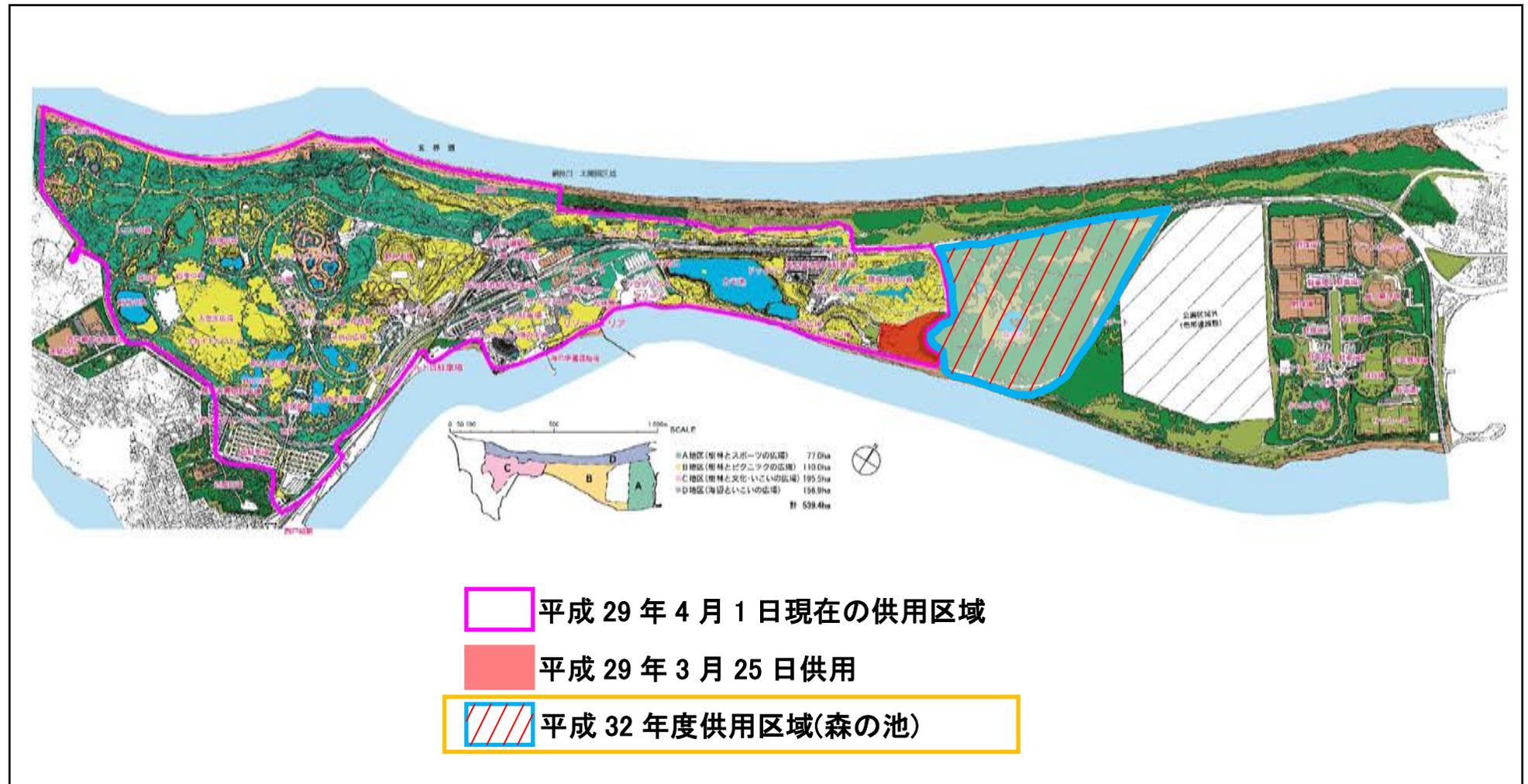


図 1.3-2 海の中道海浜公園基本設計図

2. 森の池の特性

2.1. 歴史・文化的特徴

2.1.1. 歴史・文化的特徴

(1) 亀の池・亀栖ヶ池

現在、森の池として計画が進む場所は、降雨状況によって1～2年に一度「池」が出現する低湿地を含んでいます。史料によれば、その場所に該当すると思われる位置に、「亀ヶ池」と「亀栖ヶ池」の二つの小規模（数十メートル四方程度）な池の存在が示されています。



写真 2.1-1 第2次大戦前に撮影された2つの「池」の状況(渇水時、位置は不明)



写真 2.1-2 祭祀場(森の池)

(2) 志賀海神社の亀石

志賀島にある志賀海神社には、「亀石」という岩が祀られており、亀ヶ池と亀栖ヶ池に放たれた黄金雌雄の亀が変化へんげしたものとされています。



写真 2.1-3 亀石(志賀海神社)

2.2. 自然環境・景観

2.2.1. 植生

(1) 主要な植物群落

主要な植物群落としては、海の中道を特徴づける「1. クロマツ群落」、「2. 砂丘植生」、
幻の池出現エリア周辺にみられる「3. 湿地性植物群落」、松林とは異なった利活用の場と
なる「4. 広葉樹林」があげられます。



写真 2.2-1 クロマツ群落
(風衝樹形をしたクロマツ林)



写真 2.2-2 砂丘植生
(砂地に生育するハマゴウ)



写真 2.2-3 湿地性植物群落
(アキノトウグサ群落の紅葉)



写真 2.2-4 広葉樹林
(環境資源、景観木となるセンダンの大木)

(2) 外来種

ハリエンジュなどは、在来の生態系への影響が大きいため、対策が必要です。



写真 2.2-5 ハリエンジュ
旺盛な繁殖力によって急速に広がり、在
来生物相や景観に大きな影響を与える。



写真 2.2-6 オオキンケイギク
在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境
を一変させる。

2.2.2. 動物

(1) 環境教育資源となる動物

森の池は、中央の砂丘と周辺のクロマツ群落が広い面積を占めますが、最も多くの動物が生息しているのは広葉樹林です。水域（幻の池）が出現すれば多様な生物が集まるため、確認できる種数が大幅に増えます。



写真 2.2-7 哺乳類（ホンドタヌキ）



写真 2.2-8 爬虫類（ニホンカナヘビ）



写真 2.2-9 両生類（ニホンアマガエル）



写真 2.2-10 鳥類（ノビタキ）



写真 2.2-11 昆虫類（オオミノガ）



写真 2.2-12 クモ類（オニグモ）

(2) 有害な動物

有毒な爬虫類、昆虫類、ムカデ類、クモ類も確認されています。



写真 2.2-13 爬虫類（マムシ）

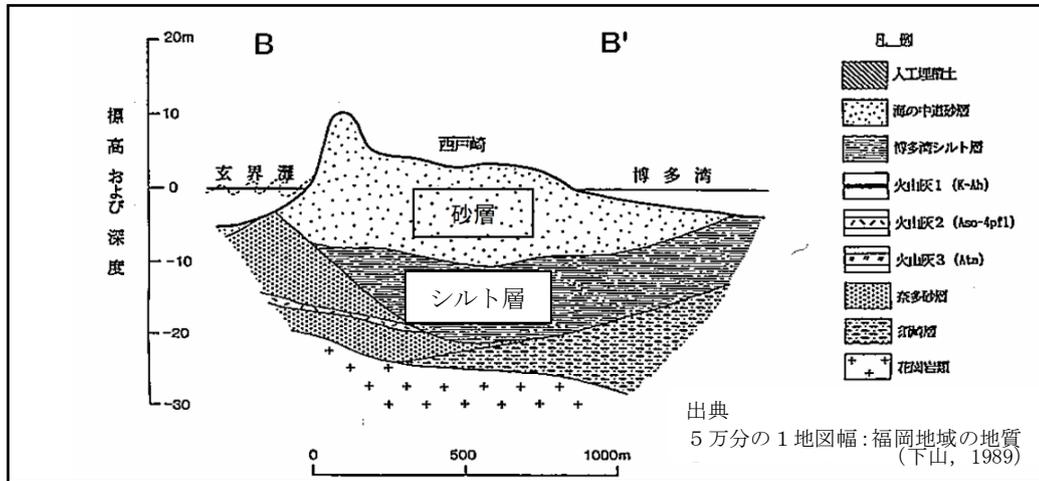


写真 2.2-14 昆虫類（マムシ）

2.2.3. 地形地質上の特性

(1) 地質横断面

森の池では、砂層（透水層）の下にシルト層（不透水層）が存在しています。
 幻の池の出現には、シルト層によって支えられた地下水の存在が関わっています。



2.2.4. 幻の池のメカニズム

(1) 砂浜での真水の湧出

玄界灘と博多湾からの海水の流入によって真水の層と塩水の層とに分離している（塩水の上に真水がたまっている）状態になっていると考えられています。

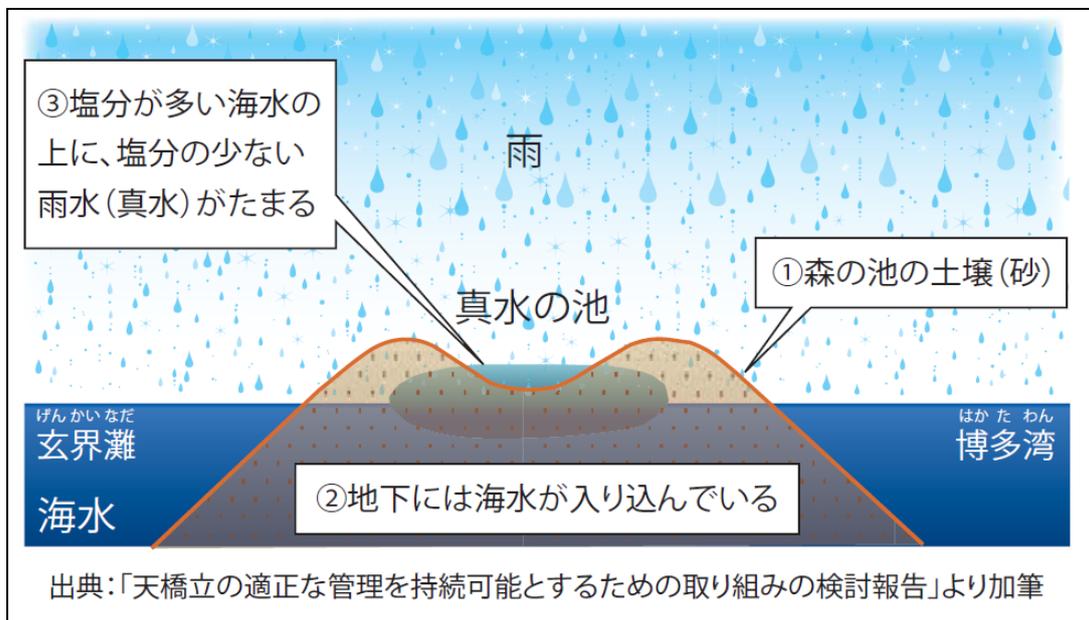


図 2.2-2 幻の池のメカニズム

(2) 「幻の池」の出現頻度と水位の想定

福岡気象台の過去128年間の5月～9月の積算降雨量の変動から、地下水位の最大値「池の水面」の出現状況を推測すると以下のようになります。

- ・ 2年に1回程度は「池」として認識できる水面の出現が期待できる。
- ・ 10～15年に一回は管理園路を超える「大規模な浸水」状態となる。

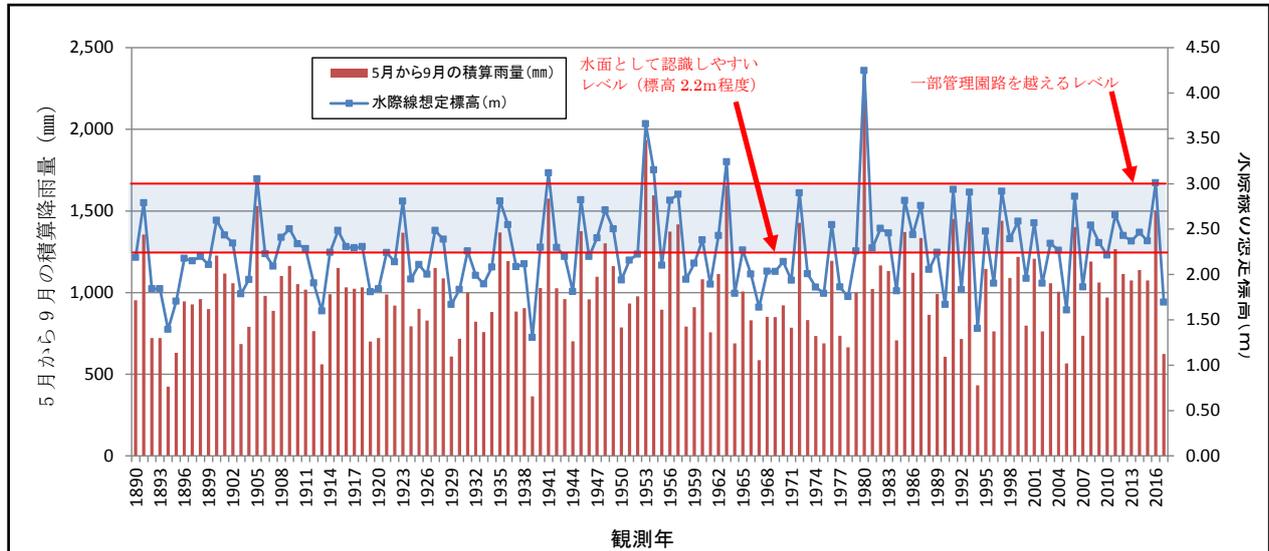


図 2.2-3 降雨状況による水位の想定

(3) 「幻の池」の出現被度

降水量から池の水位を想定し、図化すると以下のようになります。

(下左) 1987年 「福岡気象台」5～9月の積算降雨量 1335mm

(下右) 1980年 「福岡気象台」5～9月の積算降雨量 2327mm

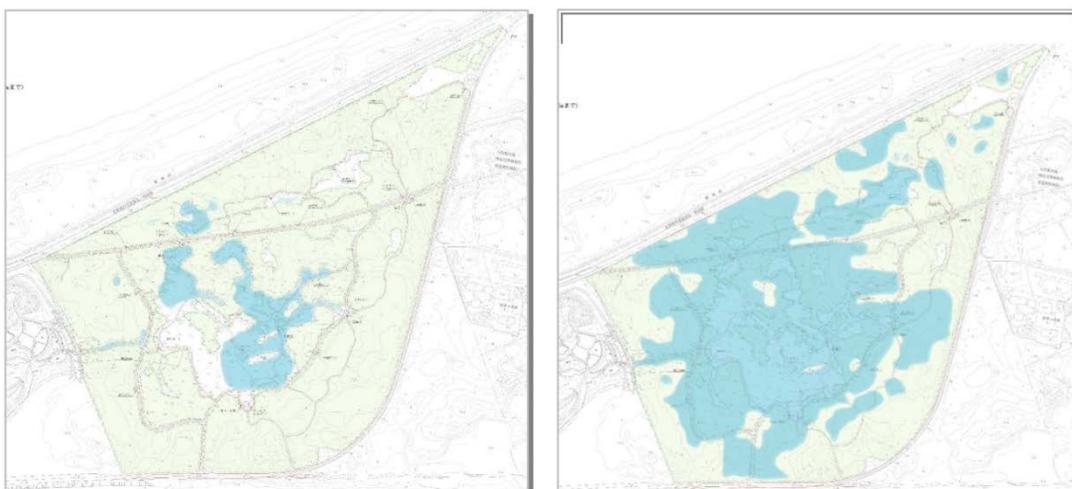


図 2.2-4 幻の池出現範囲の想定図

2.2.5. 景観

景観植生や地形、地質上の特徴から、森の池における主要な景観構成要素として「1. 白砂青松」、「2. 幻の池、砂丘、草原」、「3. 背景林」が挙げられます。

(1) 白砂青松

クロマツ群落と砂丘が海の中道を特徴づける美しい海岸線の景観をつくりだしています。



図 2.2-5 景観植生：白砂青松

(2) 幻の池、砂丘、草原

「幻の池」と湿地性植物群落、砂地に広がる草原が生み出す開放的な空間です。

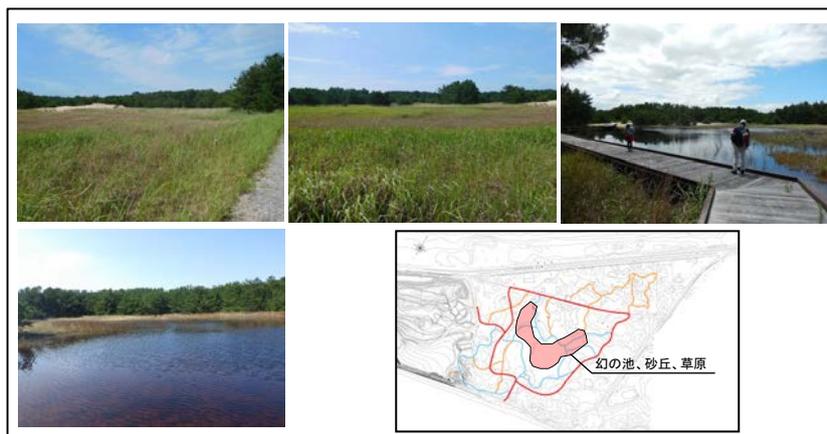


図 2.2-6 景観植生：幻の池、砂丘、草原

(3) 背景林

クロマツ群落が周囲とのバッファーとなることで作り出された、「囲まれ感」のある独特な景観です。



図 2.2-7 景観植生：背景林

3. 森の池の目指す姿

3.1. 森の池の目指す姿

既往検討結果と現地状況、今後の公園運営の観点から、森の池の目指す姿を以下の3点として提示します。

①特徴的な松林の継承

森の池の最大の魅力である松林の継承、及び幻の池等のその他の魅力についても将来に渡り、継承していくことを目指します。

【短期的目標（供用開始のH32年度を目標）】

- ・公園利用者の安全性を確保し、快適に魅力的に、利用できる松林空間する。
- ・利活用区域では、松林の生育環境を整えるまとまった規模での間伐等の整備を行う。

【中期的目標（概ね10年後を目標）】

- ・利活用区域では、利活用プログラムと松林の良好な育成との両立を図る。
- ・利用実態と管理の実際について追跡調査し、活用方針を検討する。

【長期的目標（概ね20年後を目標）】

- ・森の池全域で、松林が安定した状態で維持・更新していく植物管理を行う。

②環境共生・環境教育

森の池の魅力を最大限に活用して、公園利用者に環境共生及び環境教育の機会を提供していく場を目指します。

【例】

- ・森の池の最大の魅力であるクロマツ林を利用した利活用（ガイドツアー等）。
- ・森の池に生息する環境教育資源となる動物を利用した利活用（野鳥観察会等）。
- ・降雨状況によって1～2年に一度出現する「幻の池」を利用した利活用（幻の李家出現時の観察会等）。

③森林でのレクリエーション

市民との協働による維持管理を実践するなど、公園他エリアでは行われていない新たなチャレンジを行う場を目指します。

【例】

- ・市民団体と協働で行う森林管理（間伐、除草等）。
- ・学校等の団体を対象として、森の池の特性や内資源を生かした環境教育プログラムの実施。
- ・イベントやプログラム等の企画運営に関わるボランティア活動。

3.2. ゾーニング

(1) 森の池のゾーン区分

森の池の目指す姿の観点から、「A. 松林の保全・育成ゾーン」、「B. 海の景観ゾーン」、「C. 環境共生の森との繋がりゾーン」、「D. 森の活動ゾーン」、「E. 白砂と松林のゾーン」という5つのゾーンに森の池を区分します。

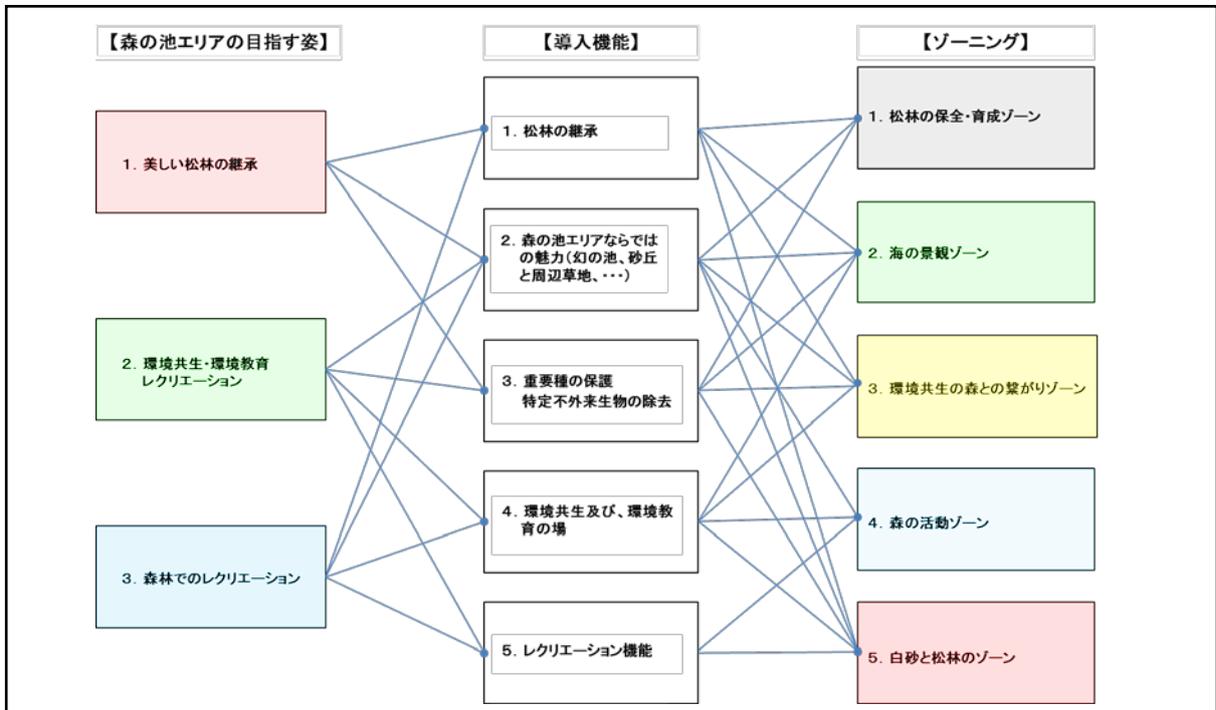


図 3.2-1 ゾーンごとの導入機能

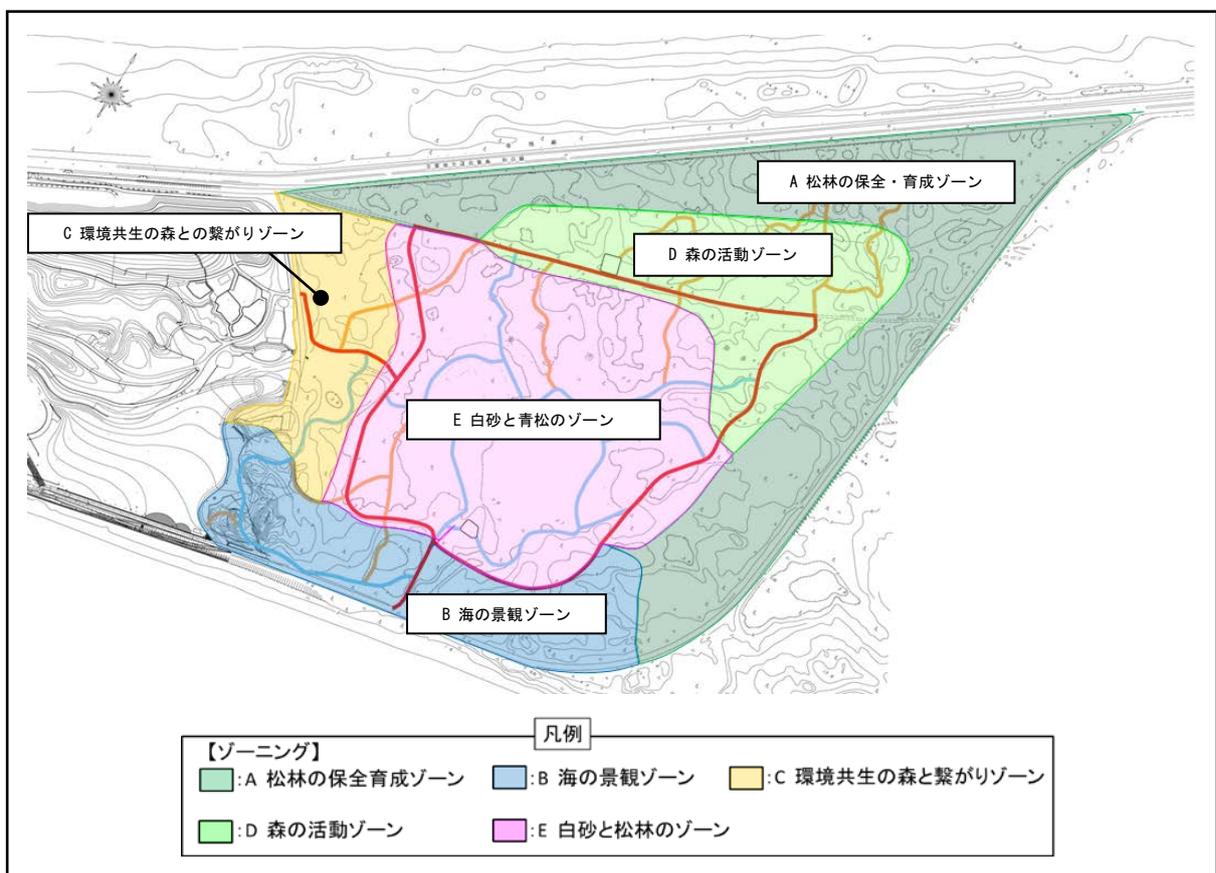


図 3.2-2 ゾーニング

(2) 導入機能

A. 松林の保全・育成ゾーン

- ・ 玄界灘・博多湾からの影響（風・砂）から森の池を守り、空間を創出するためのバッファアー。

B. 海の景観ゾーン

- ・ 博多湾に面した明るい松林の林床と景観を味わう。
- ・ パノラマ広場から森の池への視覚的誘導の役割。
- ・ 生育良好なクロマツ林を利用しつつ、維持管理についても学ぶ。

C. 環境共生の森との繋がりゾーン

- ・ 環境共生の森と森の池を繋ぐ役割（利活動の拠点と環境共生の森のアクセス機能）。
- ・ 外来種（ハリエンジュ）が多く生育することから、外来種の抑制管理について学ぶ。

D. 森の活動ゾーン

- ・ 広葉樹林を利活用しながら維持管理を行う。

E. 白浜と松林ゾーン

- ・ 白砂青松の景観や幻の池など、景観や風景を楽しむ散策、癒しの空間。

4. 整備計画

4.1. 導線計画

4.1.1. 園路構成（主要路線、主要歩道、簡易歩道）

ゾーニングを踏まえ、園路は利用対象や位置付けから「1. 主要園路」、「2. 主要歩道」、「3. 簡易歩道」の3つに分けて整備します。

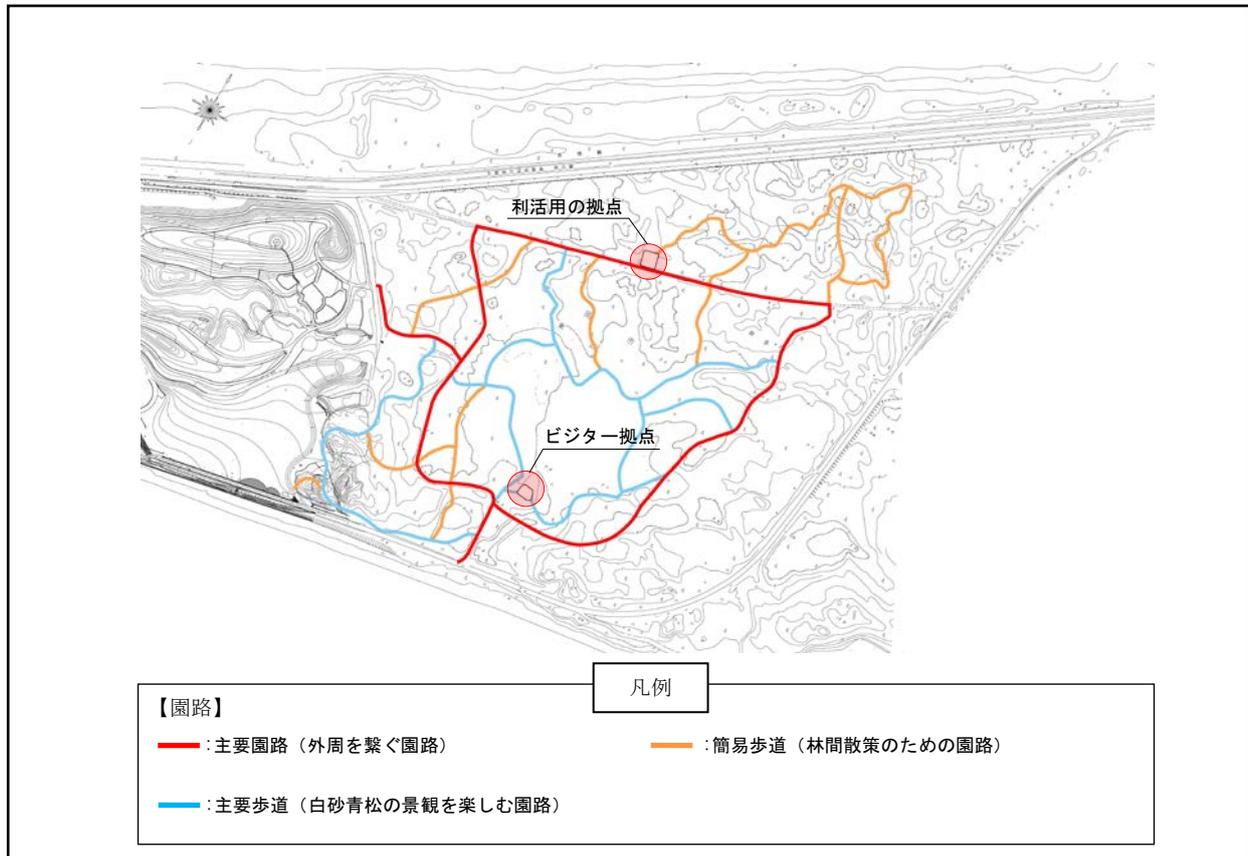


図 4.1-1 路線計画

表 4.1-1 園路の位置づけ

対象	・管理車両 ・自転車 ・歩行者	・歩行者	・歩行者
幅員の考え方			
幅員	W=3.0m	W=2.0m	W=2.0m
舗装	透水性アスファルト	脱色アスファルト	チップ材等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・主要園路は管理用車両、自転車、歩行者が利用する ・一般利用者は園路を中心に、景観、自然を散策に利用する ・利活用プログラムや団体による松林の保全や広葉樹林の活用等に利用できると考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要歩道は歩行者が利用する ・一般利用は園路を中心に、主に幻の池を周遊する領域。 ・クロマツ林と砂丘からなる「白砂青松の風景」や幻の池など、森の池を特徴づける景観を味わえる 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易歩道は歩行者が利用する ・植生の管理や自然歩道を想定し、舗装は行わない ・自然歩道を利用した散策など、自然を堪能する利用が考えられる

4.2. 施設計画

森の池の施設整備は、多様性のある自然度の高い森の中で、平坦な地形を活かした、誰もが利用しやすい「癒し・くつろぎの空間」として活用することを考慮した整備を行います。

施設配置に際しては、想定される活動等を支援するためのベースとなる施設導入を図ります。また、活動の主要拠点として「利活用の拠点」、エントランス拠点として「ビジター拠点」を設けることで、環境学習のほか自然探勝や体験活動など多様なニーズに対応します。

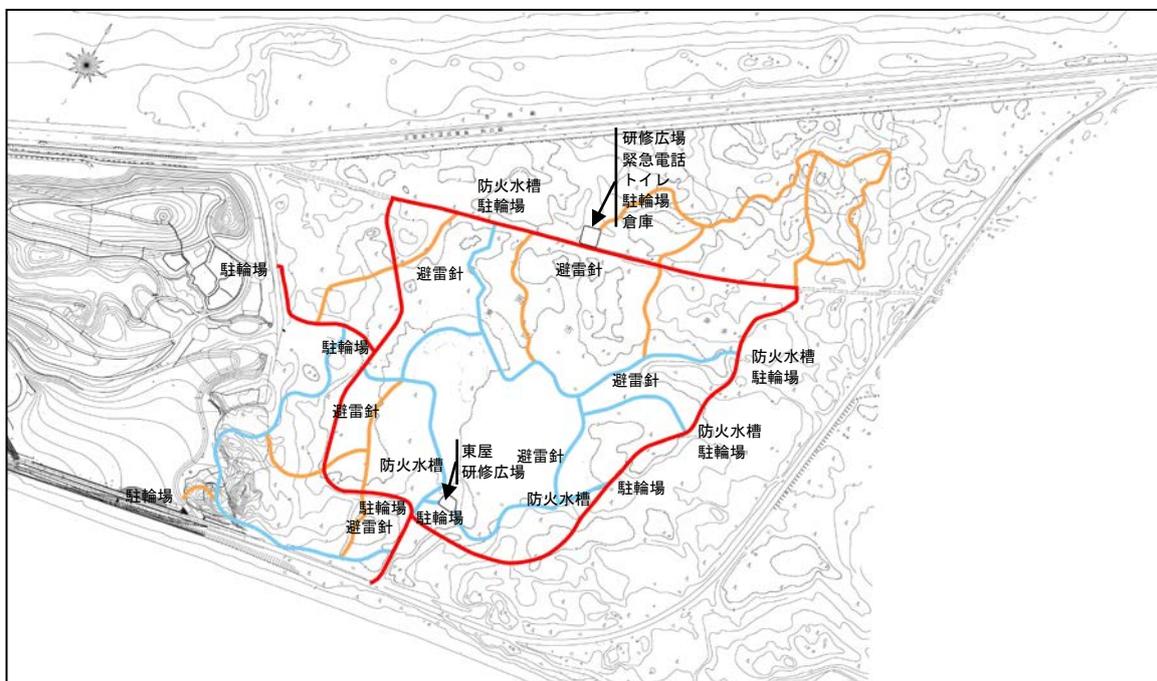


図 4.2-1 代表的な施設の配置

表 4.2-1 計画施設一覧

機能	計画施設
拠点機能	【利活用の拠点】 ・研修広場 ・トイレ ・駐輪場 ・倉庫 【ビジター拠点】 ・東屋 ・研修広場
安全設備	・緊急電話 ・防雷設備(避雷針) ・放送設備 ・防火設備
案内設備	・サイン(案内サイン・解説サイン) ・案内看板
駐輪	・駐輪場
入口等の改良	・路肩舗装 ・植栽

4.2.1. 拠点施設の検討

森の池の目指す姿として設定した「1. 特徴的な松林の継承」、「2. 環境共生・環境教育」、「3. 森林でのレクリエーション」の機能を果たし、森の池での多様な活動を誘致するために「利活用の拠点」、「ビジター拠点」の二つの拠点施設を整備します。

【利活用の拠点】

1) 特徴的な松林の継承

- ①森の活動ゾーンに位置する拠点であり、植物管理を行う拠点として利用します。
- ②拠点到設置する倉庫に植物管理に必要な工具を保管します。
- ③活動広場や、倉庫裏などに間伐材を一時的に保管します。

2) 環境共生・環境教育

- ①倉庫はエリア内で用いる道具を保管するだけでなく、内部で環境についてのレクチャーを行う場として利用します。
- ②活動広場は、環境学習プログラムでの屋外レクチャーの場として利用します。また、森の池ガイドツアー、野鳥観察会などのイベント時の集合場所や活動の実施場所として利用します。

3) 森林でのレクリエーション

- ①倉庫には、市民団体との協働で行う森づくりのための活動機材を保管します。
- ②各種プログラムの実施場所として、30人規模の団体でも対応できる倉庫や活動広場を設置します。

【ビジター拠点】

1) 環境共生・環境教育

- ①小高い場所に設置しているため、幻の池出現時には、幻の池を見渡すことができ、幻の池を巡るプログラムの起点として利用します。また、平時においても中央の砂丘や雄大な草原を見渡すことができます。
- ②森の池や幻の池に関する説明看板を設置することで、エントランス地点でエリアの特性を説明します。

2) 森林でのレクリエーション

- ①パノラマ広場方面からのアクセスの際に、30人規模の団体でも対応できる集合場所として利用します。
- ②利活用の拠点でのプログラム補助拠点として、利用します。

(1) 利活用の拠点（森の池における主要拠点）

◆活動拠点の面積：約500㎡

森の池での活動の拠点として多様な活動を誘導するため、研修広場、トイレ、倉庫、緊急電話、放送設備を配置します。また、自転車での利用拠点でもあり、駐輪場を計画します。

◆主要施設規模

1) 研修広場

環境学習のほか、自然探勝や体験活動など多様なニーズの利用に対する活動拠点として、また案内、休養、便益施設等を兼ね備えた研修広場を配置します。

広場は、ボランティア活動やイベント運営の舞台であるばかりでなく、資材置き場や拠点施設の前庭としての機能も兼ねます。

2) トイレ

男子：大1、小1、女子：大1に多目的トイレを加えた規模とします。

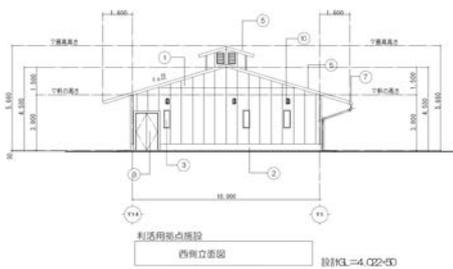
3) 駐輪場

自転車を駐輪できます。

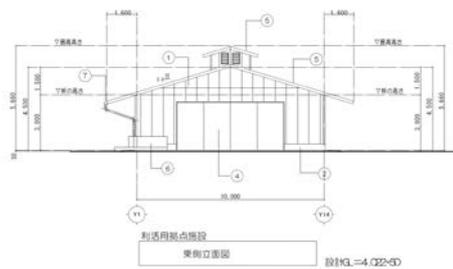
4) 倉庫（約130㎡）

木造の倉庫を設置します。あくまでも倉庫として用い、内部は自由に利用できるものを建設します。

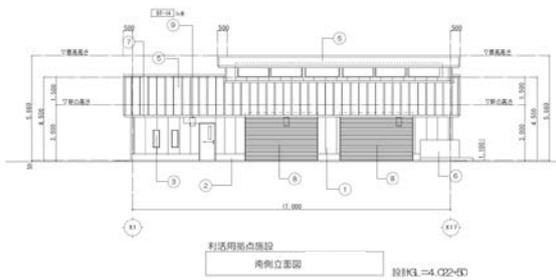
倉庫は管理や利活用に必要な資材の格納、間伐材等の乾燥、また天候等の変化に応じては、臨時的に活動スペースとして利用することを想定します。



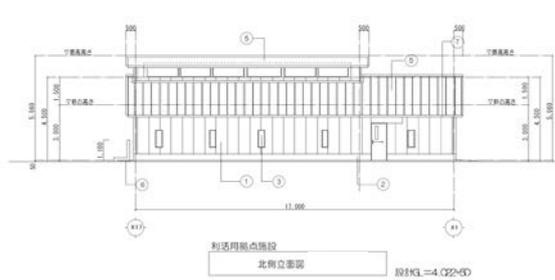
■西側立面図 (倉庫、トイレ)



■東側立面図 (倉庫、トイレ)



■南側立面図 (倉庫、トイレ)



■北側立面図 (倉庫、トイレ)



図 4.2-2 利活用の拠点イメージ

(2) ビジター拠点（エリア中央の砂丘や幻の池を見下ろす拠点）

◆活動拠点の面積：約500㎡

森の池を高所から見渡せる拠点として設ける。広場を配置し、休息所として東屋を設置します。

◆主要施設規模

1) 研修広場

森の池へのエントランス拠点として、案内、休養、便益施設等を兼ね備えた研修広場を配置します。

2) 東屋

快適な利用環境を整えるため、気軽に休める場、急な天候の変化から避難できる場、夏場の日除けの場として利用できる東屋を配置します。

配置場所は、幻の池出現時に高所から見渡せる場所とし、休憩施設として利用するためのベンチや縁台についても検討します。



図 4.2-3 ビジター拠点イメージパース図

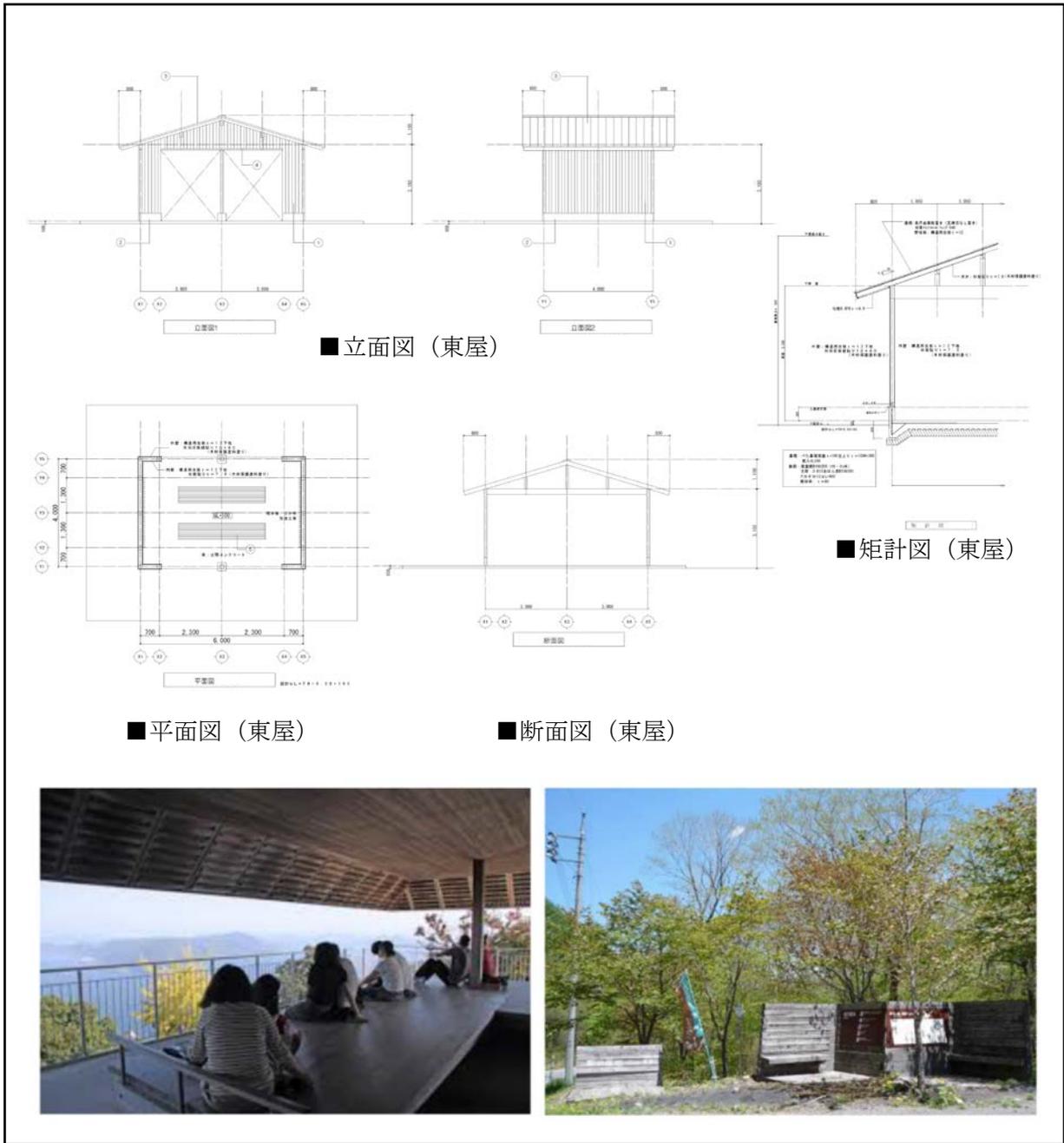


図 4.2-4 ビジター拠点イメージ

5. 利活用計画

5.1. 利活用の方向性

森の池では、更なる市民との協働体制構築ならびに、サービスの提供を目標に市民協働による利活用プログラムを実施します。そのために市民との協働体制の構築に関する運営協議会（仮）を設置し、その運営を行います。

5.2. 利活用プログラムのカテゴリ

森の池の利活用に想定される実施形態から4つの区分に分類します。

①一般利用（例：散策、ガイドツアーなど）

公園利用者が自由に行うプログラムと、体験講座に公園利用者が個人で申し込むタイプのプログラムが含まれます。

②団体利用（ミニマラソン、ウォークラリーなど）

ミニマラソンやウォークラリーなど市民団体などと公園が共催して行うプログラムです。

③持ち込み利用（マラソン大会、アートイベントなど）

市民団体と公園が主催・共催するイベント以外の、スポーツ団体や学校団体などが主催する持ち込みイベントです。

④ボランティア活動（既存林保全活動など）

森の池の目指す姿「特徴的な松林の継承」、「環境共生・環境教育」、「森林でのレクリエーション」に基づいて、市民協働で行うプログラムです。

利活用の区分「1. 一般利用」、「2. 団体利用」、「3. 持込み利用」、「4. ボランティア活動」について、それぞれの想定される実施形態の例を挙げると次のようになります。

表 5.2-1 利活用プログラムのカテゴリ

立案プログラム			機能・役割		
区分	プログラム	概要	特徴的な松林の継承	環境共生・環境教育	森林でのレクリエーション
一般利用	散策	エリア内を自由に散策する	○	○	◎
	森林浴	樹木が発散するフィトンチッドやマイナスイオンを浴びながら心身をリラックス、リフレッシュさせる。「森林浴おすすめスポット」情報を提供する	○		◎
	ウォーキング	ウォーキングコースとして設定した周回園路他を歩く。コースの距離・所要時間についての情報を提供する			◎
	ジョギング	ジョギングコースとして設定した周回園路を走る コースの距離・所要時間についての情報を提供する			◎
	ノルディックウォーク	園路や自由散策エリアを、ポールを使ったノルディックウォークで歩く。ポールはレンタルで提供する			◎
	サイクリング	サイクリングコースとして設定した周回園路を走る。コースの距離・所要時間についての情報を提供する。			◎
	健康づくり入門講座	ノルディックウォーク、ジョギング、スローウォーキング、森林浴など、健康づくりの体験講座を開催し、エリア内の利用につなげる。			◎
	ガイドツアー	ガイドの案内で、エリア内の観察ポイントを回る。	○	◎	
	セルフガイドプログラム	セルフガイドシートを持って、自分でエリア内の観察ポイントを回る。	○	◎	
	環境教育プログラム(個人用)	個人参加者を募集し、森の池の特性やエリア内資源を活かした環境教育プログラムを実施する	○	◎	
	季節のクラフト体験	エリア内で採取できる松ぼっくり、松葉、木の葉、蔓などの材料を用いて、小物などを作る			◎
	幻の池探検隊	幻の池出現時に、池の深さや生き物などを調べる		○	◎
ユニバーサルプログラム	年齢、国籍、障害の有無にかかわらずエリア利用を楽しめるよう、情報提供や利用支援を行うとともに、配慮したプログラムを実施する。		○	○	
団体利用	ミニマラソン	学校などの団体のミニマラソン大会にコースを提供する。			◎
	ウォークラリー	学校などの団体のウォークラリーにコースを提供する			◎
	環境教育プログラム(団体用)	学校などの団体を対象として、森の池の特性やエリア内資源を活かした環境教育プログラムを実施する	○	◎	
持ち込み利用	マラソン大会	マラソン主催団体がマラソン大会を実施する場合に、森の池周辺広場などエリアの一部をコースとして利用する			◎
	アートイベント	福岡トリエンナーレの開催に協賛して、エリア内の一部をサテライト会場としてアート作品を展示する			◎
ボランティア活動	既存林保全活動(ボランティア)	既存林の保全のため、間伐、除伐、枝打ち、蔓除去、下草刈りなどを行う	◎	○	
	野草保全育成活動	野草の保全育成のため、調査、外来種等の除去、日照調整など生育環境を整える活動を行う	◎	○	
	既存林保全活動(CSR等)	学校・団体や企業のCSR活動などの要望に対応して、エリア内外のボランティア活動として受け入れる	◎	○	
	企画運営活動	イベントやプログラム等の企画運営にかかわるボランティア活動		○	○

5.3. 利活用の方針

森の池では、散策など公園利用者が自由に行う利活用に加え、公園における主催もしくは外部からの持込みによって行催事（イベント・利活用プログラム）を実施します。ボランティアとの協働により日常的な利用が可能なプログラムは、公園側が準備して提供します。大規模なイベント等については、持込みの誘致を主体とし、エリアの特性を活かした、「1. 特徴的な松林の継承」、「2. 環境共生・環境教育」、「3. 森林でのレクリエーション」を目的とした企画・実施を想定しています。

5.4. 利活用プログラムの実施体制

市民団体等と連携した森の池の運営を行うために、利活用協議会（仮称）を設置します。事務局機能は、公園運営維持管理者または活動団体の有志が担い、協議会には、公園運営及び森の池の趣旨を理解でき、利活用プログラムに協力できる市民団体等を構成員とします。協議会の活動状況については、利用促進部会等で報告し、助言を得るものとします。

【協議会の目的】

(1) 公園運営維持管理者では不足する環境学習のノウハウを、参集する有志が互いの専門の知識を出し合いながら実践する組織の構築

(2) 市民活動による日常的な森林管理の実践

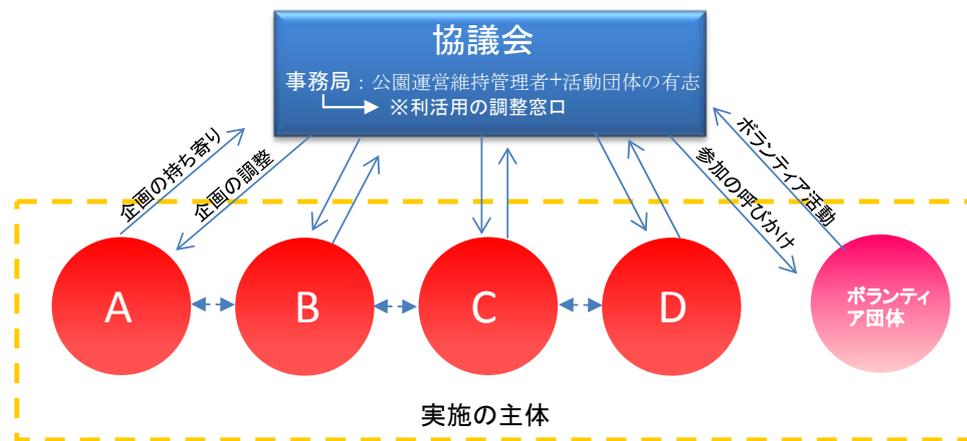


図 5.4-1 利活用プログラム実施体制

表 5.4-1 公園利用の実施・協働体制

区分	概要	実施・協働体制
一般利用	○セルフガイドプログラム	○セルフ式（受付有） ・「光と風入口ゲート」にて受付・貸出
	○ウォーキング、ジョギング、ノルディックウォーク ・用具の貸出し対応：ノルディックウォーク用ポール、歩数計 等	
	○ガイドツアー、環境教育プログラム、ユニバーサルプログラム	○講師によるガイド、指導 ・運営協力：地元NPO法人、ボランティア
	○季節のクラフト体験 ・用具の貸出し対応：はさみ、カッター、ペンチ 等	○講師によるガイド、指導 ・運営協力：地元NPO法人、ボランティア
	○健康づくり入門講座	○講師によるガイド、指導 ・運営協力：地元愛好団体
団体利用	マラソン大会	○主催者による持込み ・主催団体：市内の小中学校、体育協会 等
持込み利用	アートイベント	○主催者による持込み ・主催団体：市内の芸術系大学 等
ボランティア活動	○既存林保全活動、野草保全育成活動 ・作業用具貸出し対応：ヘルメット、長靴、軍手、鎌、箕、剪定鋏 等	○主催者による自主活動 ○講師によるガイド、指導 ・運営協力：地元NPO法人 ○公園からの物的、人的支援

6. 維持管理計画

6.1. 維持管理計画の概要

森の池の維持管理の概要は下記の通りです。

表 6.1-1 維持管理の概要

	項目	維持管理の実施内容
1	植物維持管理	①林地管理 ・枯損木処分、下草刈、防虫害防除、補植、間伐、枝打ちを実施する。
2	施設・設備維持管理	①建物管理 ・トイレに対する点検、器具の取替え、補修を実施する。 ②工作物管理 ・テーブル・ベンチ等の便益施設、柵等の管理施設、東屋等の休憩施設に対する点検、清掃、塗装、器具の取替え、補修を実施する。 ③設備管理 ・汚水排水設備、電気設備等に対する点検、測定、補修を実施する。
3	清掃管理	①園路・広場清掃 ・植栽地、園路・広場、工作物・設備に対する清掃を実施する。 ②トイレ清掃 ・トイレ清掃を実施する。
4	利用案内・指導	・公園施設、行催事等に関する案内・相談、「行為の禁止等に関する取扱い要領」等に基づく利用者指導・案内、公園が用意するサービス（全体利用、イベント催事等）の受付・相談等を実施する。
5	安全管理（巡視）	①園内の巡視 ・建物、工作物、植栽等の維持、清掃の状況、危険区域の立ち入り、危険行為の制止等の維持管理状況の点検、事故等発生時の連絡、救護等を実施する。 ②緊急時の対応 ・怪我人、迷子等が発生した場合の救護捜索、震災、火災発生など緊急時の連絡、避難誘導等の対応を実施する。 ③入園車輛の取り扱い ・工事、業務等による車輛入園者の許可申請、進路規制を実施する。
6	事故、災害等の緊急時対応	・事故、災害時において、国が策定した「防災業務計画書」「BCPマニュアル」に沿った措置の徹底をはかるとともに、管理受託者が別途定める「危機管理マニュアル」等に沿った対応を行う。
7	広報・行催事	①広報 ・マスコミや各種団体に対するニュースリリース、ホームページを用いた情報発信を実施する。 ②行催事 ・公園が主催する利用プログラムを企画・実施するとともに、持込イベントの誘致をはかる。
8	市民参加・協働	・公園の維持管理・運営に寄与しつつ、効果的かつ円滑なボランティア活動が行われるよう、公園側が支援を行う。

次ページより、維持管理・運営計画の実施内容や取組方針等について示します。

6.2. 植物維持管理

森の池は、下記の特性を有しており、それらから導かれる植物管理を行います。

<p>1. 特徴的な松林の継承 森の池の最大の魅力である松林やその他の魅力（幻の池等）についても将来に渡り継承していくための森林管理</p>
<p>2. 環境共生・環境教育 森の池の魅力を最大限に活用して、公園利用者に環境共生及び環境教育の機会を提供していくための森林管理</p>
<p>3. 森林でのレクリエーション 市民との協働による維持管理（森林管理を含む）などの公園の他エリアでは行われていない新たなチャレンジや、利活用のための森林管理</p>

表 6.2-1 維持管理の基本方針

特徴的な松林の継承	安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者に対する安全性を確保する。・園路や散策路沿いの樹林では、利用者の安全、安心、快適性に鑑み、林内部への見通しの確保や危険な枯損木の除去など、安全に配慮した植物管理を行う。
	快適性確保と魅力度向上	<ul style="list-style-type: none"> 見通しや明るさの確保など魅力度の向上を図り、森の池の利用を促進させる。 クロマツ林の維持・活用では、本来の松葉掻きされた林床を目指し、林間利用を可能にする樹林管理を行う。 一部広葉樹林化が進む樹林においては、植生遷移の学習の観点から、抑制する区域、推移を観察する区域に分けて樹林管理を行う。
環境共生・環境教育	保全と活用の両立	<ul style="list-style-type: none"> 重要種を保全し、自然の豊かさを楽しむことができる場所とする。 ハイゴケ、ママコナなどの林床植物や貴重な植物について、保全と活用を図る。 クロマツや広葉樹が良好に形成される樹林にあって、安全面や景観面で支障となる外来種のニセアカシアやトウネズミモチ、オオキンケイギクなどは除去する。
	環境学習への対応	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の拠点として、既存植生の活用を図る。 環境共生の森に隣接する既存林として、クロマツ林を中心とした、自然観察、遊び体験ができる樹林として活用する。
森林でのレクリエーション	保安林機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域環境に貢献する保安林の公益的機能の確保を図り、間伐等の伐採制限を順守した施業において、健全なクロマツ林の維持、育成を図る。 幻の池の珍しい現象や、砂丘の特有の景観を保全し、活用する。
	環境共生の実践	<ul style="list-style-type: none"> 環境共生の理念を踏まえたゼロエミッションの実践を目指す。 施業体験や広葉樹への遷移の見本展示、植物性廃棄物の再利用など、自然と環境を学ぶ場として活用する。

6.2.1. 維持管理の将来目標

平成32年度供用開始を見据えた「短期」、利活用面での「中期」と、将来的にわたる松林育成面での「長期」に分けて植物管理を行います。

(1) 短期（供用開始の平成32年度を目標）

これまで一般の利用がなかった樹林であるため、公園利用者の安全性確保を最優先した植物管理を行います。特に危険樹木等の点検・整備、樹林内への見通しの確保、立入り制限などを中心に行います。

- ・公園利用者の安全性を確保し、快適に魅力的に、利用できる松林空間とします。
- ・利活用区域では、松林の生育環境を整えるまとまった規模での間伐等の整備を行います。

表 6.2-2 植物管理（短期的目標）

目標	項目	内容
公園利用	安全性の確保	公園利用者の歩行・活動の安全を図るための、枝払い、枯損木・危険木の処理など
	快適性確保と魅力度向上	林内への見通しや林内の明るさの確保を図るための、間伐、下刈り、つる切り、枝払いなど
環境学習	保全と活用の両立	-
	環境学習への対応	-
新たな活動・実践	保安林機能の確保	松林としての健全な生育環境を図るための、間伐、枝払い、枯損木撤去
	環境共生の実践	-

(2) 中期（概ね10年後の平成40年度を目標）

- ・利活用区域では、利活用プログラムと松林の良好な育成との両立を図ります。
- ・利用実態と管理の実際について追跡調査し、活用方針を検討します。

表 6.2-3 植物管理（中期的目標）

目標	項目	内容
公園利用	安全性の確保	継続（公園利用者の歩行・活動の安全を図るための、枝払い、枯損木・危険木の処理など）
	快適性確保と魅力度向上	継続（林内への見通しや林内の明るさの確保を図るための、間伐、下刈り、つる切り、枝払いなど）
環境学習	保全と活用の両立	重要種の保全・活用、砂地・湿地の保全と活用
	環境学習への対応	クロマツ林、広葉樹林の林間の活用
新たな活動・実践	保安林機能の確保	-
	環境共生の実践	-

- (3) 長期（概ね20年後の平成50年度を目標）
 ・森の池全域で、松林が安定した状態で維持・更新していく植物管理を行います。

表 6.2-4 植物管理（長期的目標）

目標	項目	内容
公園利用	安全性の確保	継続（公園利用者の歩行・活動の安全を図るための、枝払い、枯損木・危険木の処理など）
	快適性確保と魅力度向上	継続（林内への見通しや林内の明るさの確保を図るための、間伐、下刈り、つる切り、枝払いなど）
環境学習	保全と活用の両立	継続（重要種の保全・活用、砂地・湿地の保全と活用）
	環境学習への対応	継続（クロマツ林、広葉樹林の林間の活用）
新たな活動・実践	保安林機能の確保	松林としての健全な生育環境を図るための、間伐、枝払い、枯損木撤去、落葉掻き、松枯れ予防、補植、幼苗の植栽
	環境共生の実践	施業体験・遷移の見本展示、植物性廃棄物の再利用

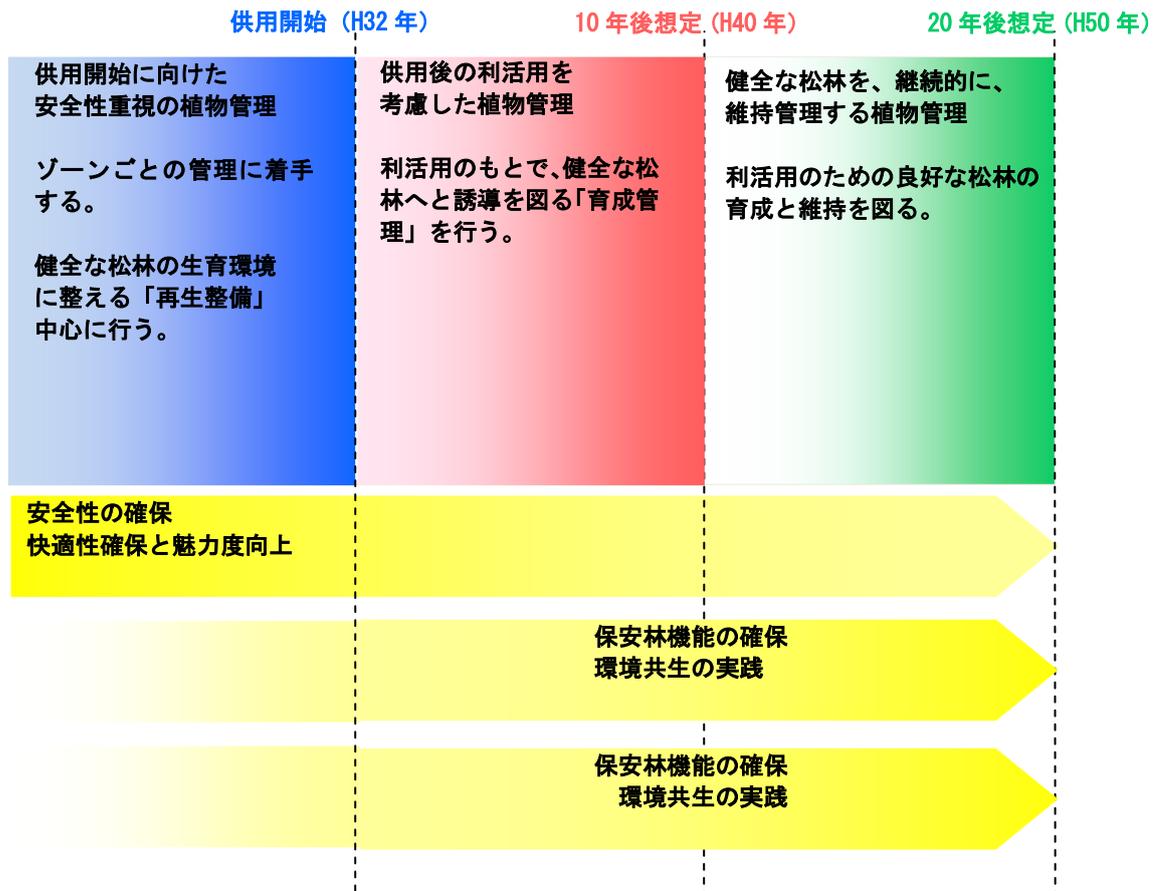


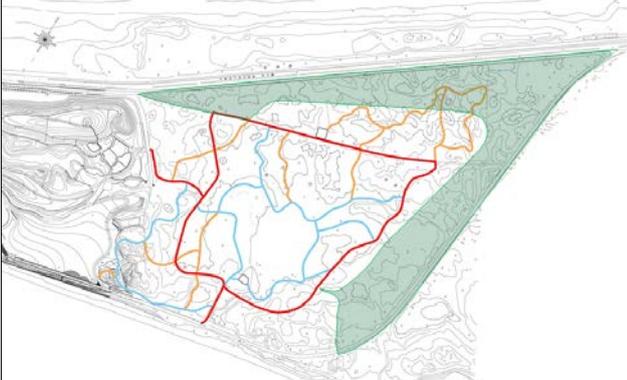
図 6.2-1 植物管理の将来目標

6.2.2. ゾーン毎の植物管理計画

(1) 松林の保全育成ゾーン

○植物管理方針

- 生育良好なクロマツの樹林を維持・育成します。
白砂青松の特長的な松林であり、適正な密度管理を行いながら、林床の活用を図ります。
- 落ち葉等による富栄養化が進まないよう、松葉掻き等の管理を行います。
- 環境学習の場としての活用をします。
心地よい松林空間で、落葉掻きなど市民参加の維持管理も考えられ、自然体験の場としても期待できます。



目標		植生管理の内容	
～H32年度	公園利用	安全性の確保 園路周辺の見通しの悪い密生地帯は刈り込みや間伐などを行う。	快適性確保と魅力度向上 現況は暗い林床となっており、園路周辺は適切な密度管理を行うことで光が差し込む環境になるよう管理を行う。
～H40年度	環境学習	保全と活用の両立 エリアの最深部にあたる北東端は裸地化しており、苗の植樹や間伐等を行う参加型の植樹イベント等も検討する。	環境学習への対応 市民参加の松林の清掃維持や自然観察の場として積極的な活用を行う。
～H50年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 保安林の伐採制限に準じた間伐により、松林の健全な育成を図る。	環境共生の実践 堆肥化やマルチング材としての再利用を行い、公園内での活用を積極的に図っていく。

○現況写真



○目標イメージ

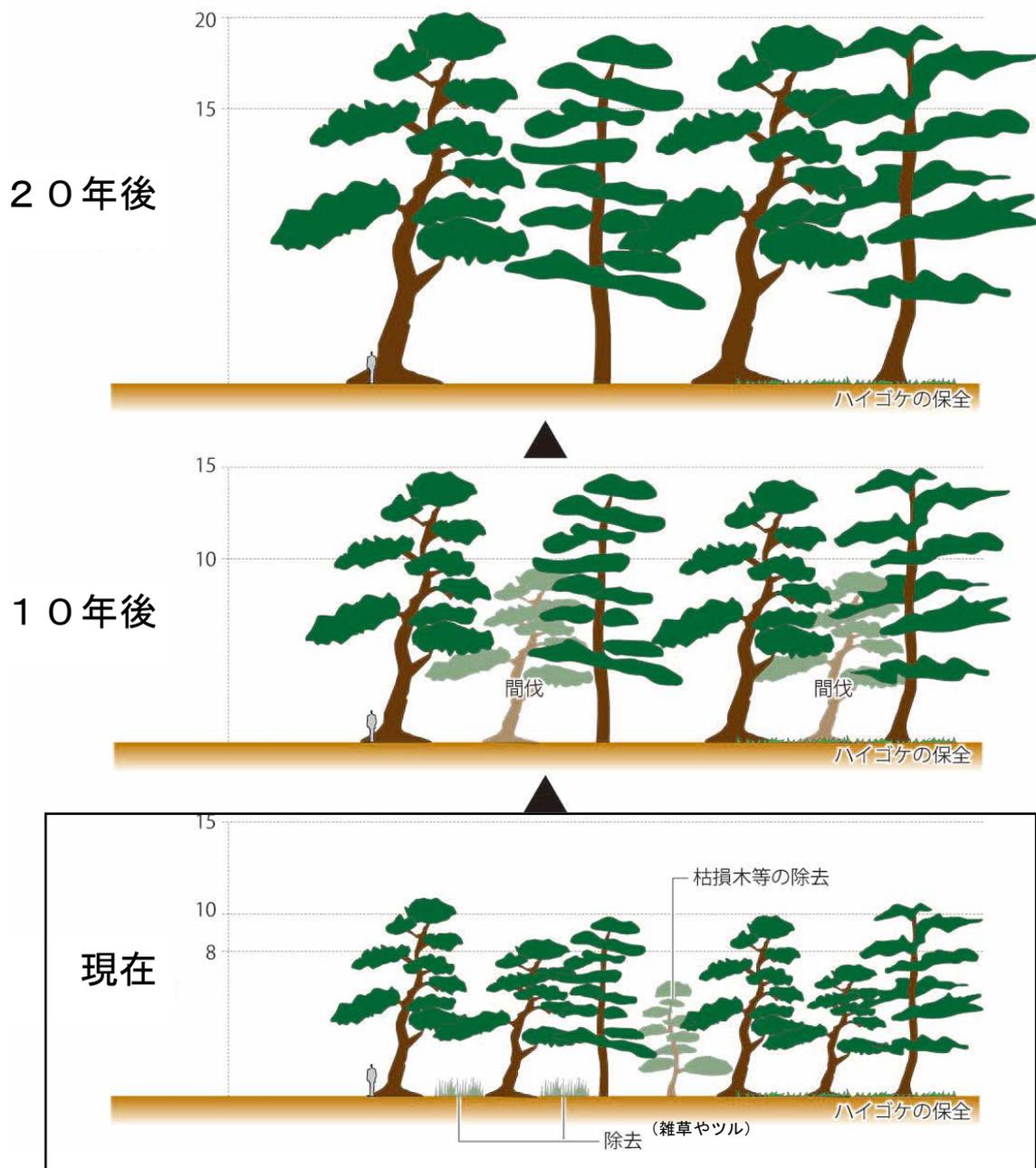


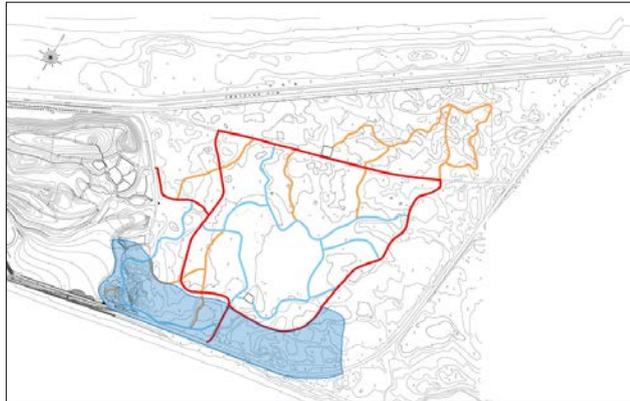
図 6.2-2 目標イメージ (松林の保全育成ゾーン)

(2) 海の景観ゾーン

○植物管理方針

■博多湾に面した明るい松林の林床と景観を味わえるように維持・育成します。松林として樹林密度がやや高いので、適正な密度管理を行いながら、林間の活用を図ります。

■林床は草本層程度で、ママコナ、シマカンギク等の草本類が季節によって出現する箇所があり、良好な状態で保全します。落ち葉等による富栄養化が進まないよう、適切な管理を行うとともに、林床への立ち入り制限も検討しています。



目標		植生管理の内容	
～H32年度	公園利用	安全性の確保 園路周辺は樹林内へ立ち入ることが多いと予想されるゾーンであり、見通しの悪い密生地帯は刈り込みや間伐などを行う。	快適性確保と魅力度向上 クロマツの樹高と樹林密度が高く密閉しているため、園路周辺においては林内への立ち入りを可能にするため、間伐と下刈りを行う。
～H40年度	環境学習	保全と活用の両立 草本類が季節によって出現する箇所があり、適切な管理を行うとともに、林床への立ち入り制限も検討する。	環境学習への対応 クロマツ林の間伐、下刈り作業などの施業体験ができる場としても活用する。
～H50年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 保安林の伐採制限に準じた間伐により、松林の健全な育成を図る。	環境共生の実践 堆肥化やマルチング材としての再利用を行い、公園内での活用を積極的に図っていく。

○現況写真



○目標イメージ

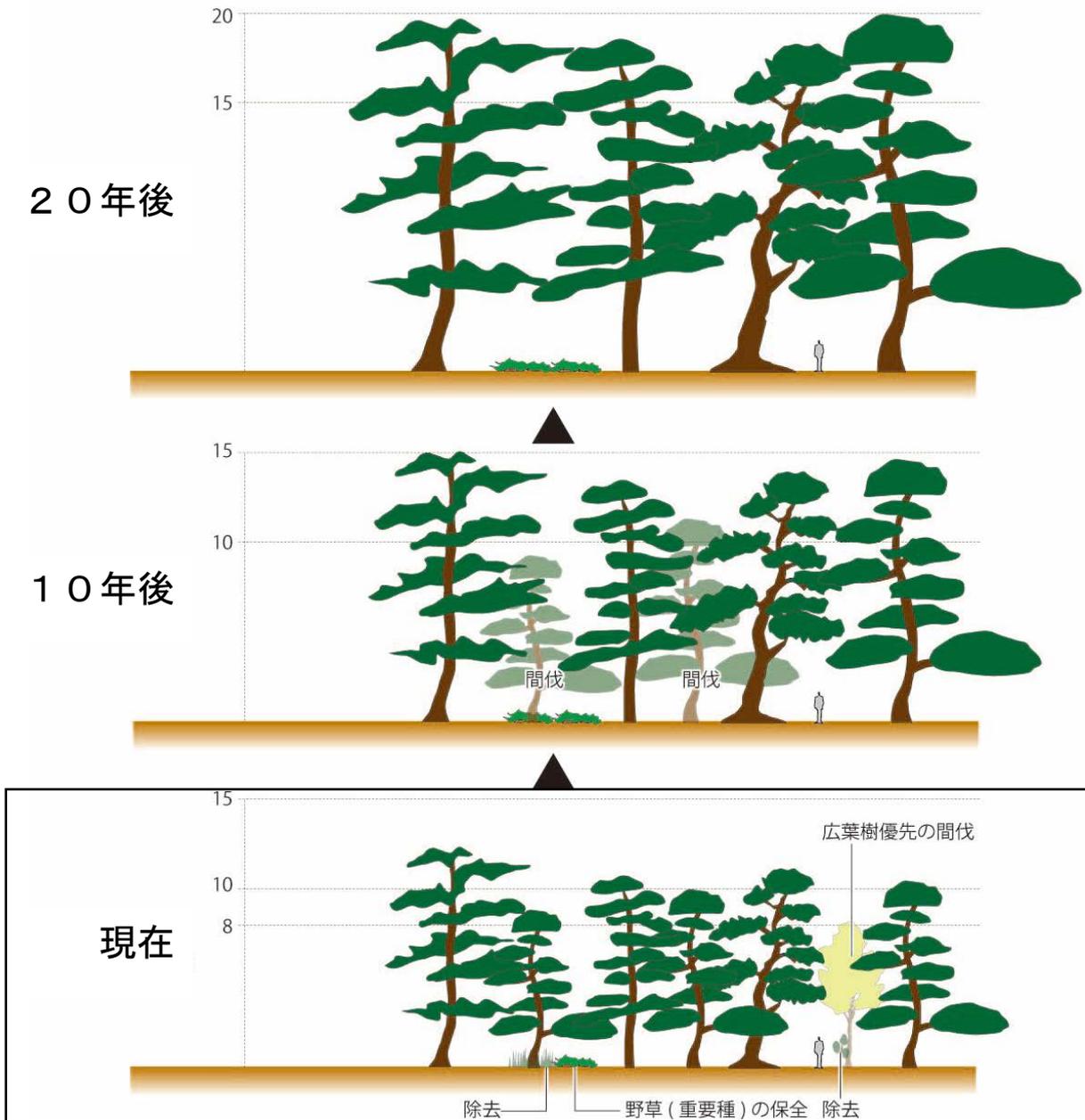


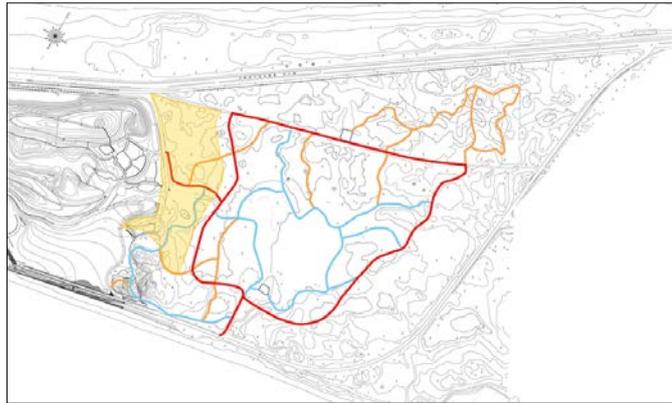
図 6.2-3 目標イメージ (海の景観ゾーン)

(3) 環境共生の森との繋がりゾーン

○植物管理方針

■クロマツ林の景観の保全を図ります。
外来種（ハリエンジュ）が多数生育することから、外来種の抑制管理を行います。

■環境学習の場としての活用を図ります。
環境共生の森と森の池を繋ぐ役割があることから、適正な密度管理を行い、環境共生の森とは異なった「マツ林」の環境を維持します。



目標		植生管理の内容	
～H32 年度	公園利用	安全性の確保 園路周辺の見通しの悪い密生地帯は刈り込みや間伐などを行う。	快適性確保と魅力度向上 ハリエンジュのひこばえの除去により、外来種を駆除し、在来種の林に戻すことで松林の魅力を向上させる。
～H40 年度	環境学習	保全と活用の両立 外来種の積極的な除去を行いながら、森の池へのエントランスとなるクロマツ林の環境を維持する。	環境学習への対応 クロマツ林の間伐、下刈り作業などの施業体験ができる場としても活用する。
～H50 年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 保安林の伐採制限に準じた間伐により、松林の健全な育成を図る。	環境共生の実践 堆肥化やマルチング材としての再利用を行い、公園内での活用を積極的に図っていく。

○現況写真



○目標イメージ

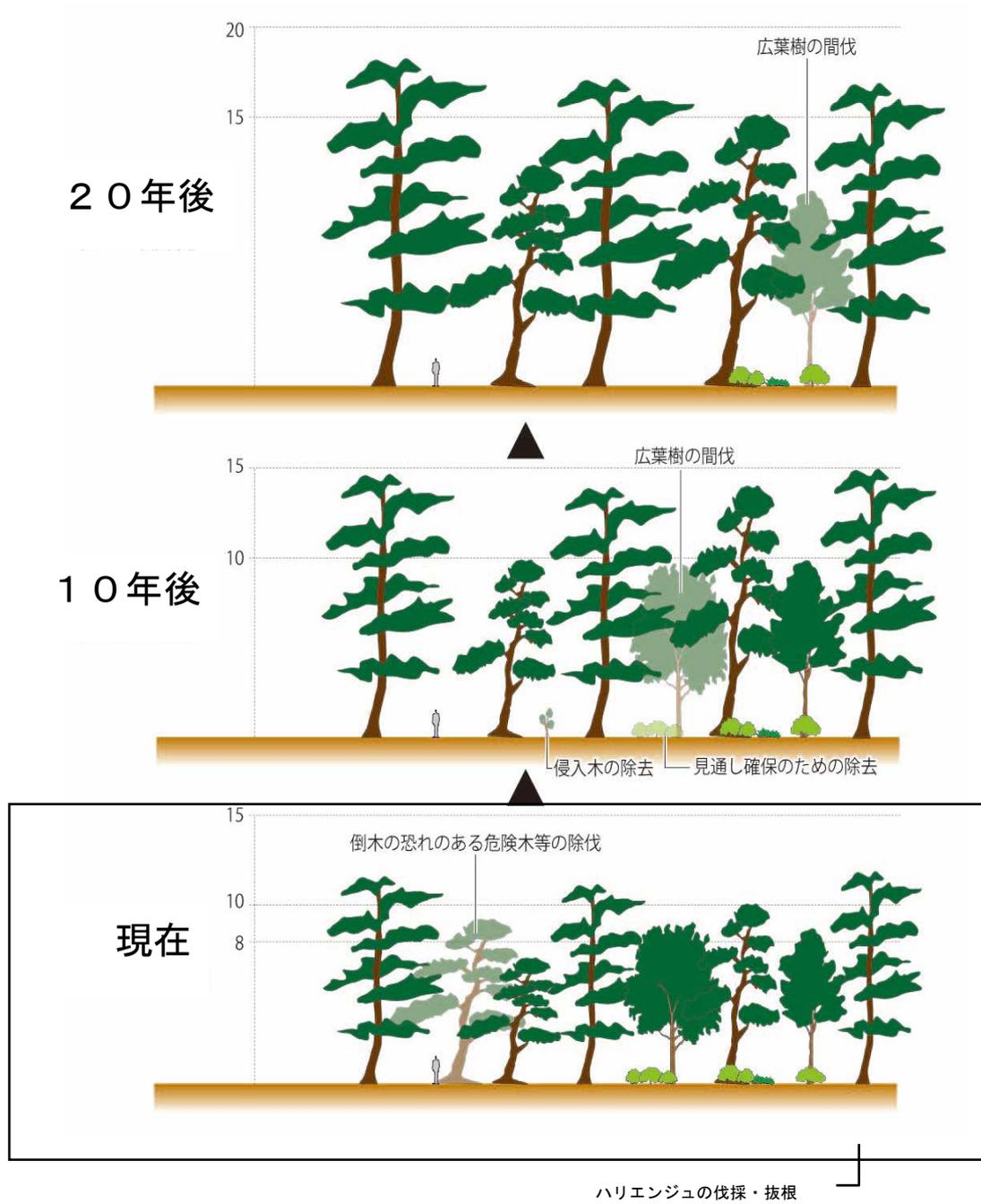
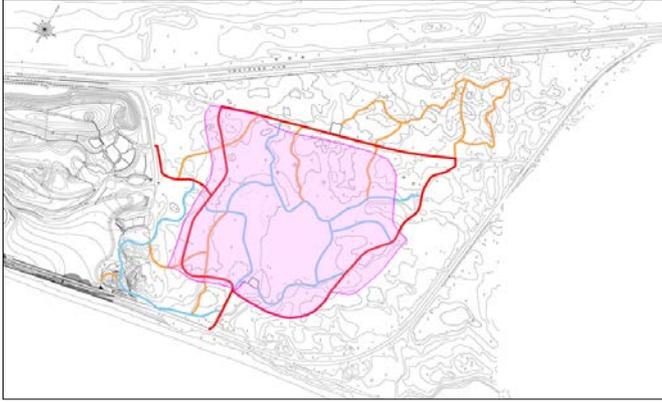


図 6.2-4 目標イメージ (環境共生の森との繋がりゾーン)

(4) 白砂と松林のゾーン

○植物管理方針

- クロマツ疎林景観の保全を図ります。
のびのびと育つクロマツの独立木の樹形・樹勢を保全します。
- 林床の保全を図ります。
樹木の少ない砂地環境を保持し、積極的な活用を行います。
- 環境学習の場として活用します。
特異な景観地であり、冒険的な遊びの場としての活用をおこないます。



目標		植生管理の内容	
～H32 年度	公園利用	安全性の確保 夏季には幻の池が出現するゾーンであり、湛水時の安全対策のため、開園前に植栽についての点検を行い、必要に応じ伐採等を行う。	快適性確保と魅力度向上 周りの松林も見渡せる景勝地であり。休息箇所付近の植栽について、疎林の砂地の開放的な空間で見晴らしを確保するため、必要に応じ伐採を行う。
～H40 年度	環境学習	保全と活用の両立 砂地の保全や外来種の除去を行いながら、森の池の象徴的な空間としての活用を行う。	環境学習への対応 砂地の松の疎林景観や松露、幻の池の出現など、話題性があり、広く広報していく。
～H50 年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 樹形も横広がりな独立したクロマツが多く、景観木としても魅力的であり、生育環境を保全する。	環境共生の実践 堆肥化やマルチング材としての再利用を行い、公園内での利用を積極的に行う。

○現況写真



○目標イメージ

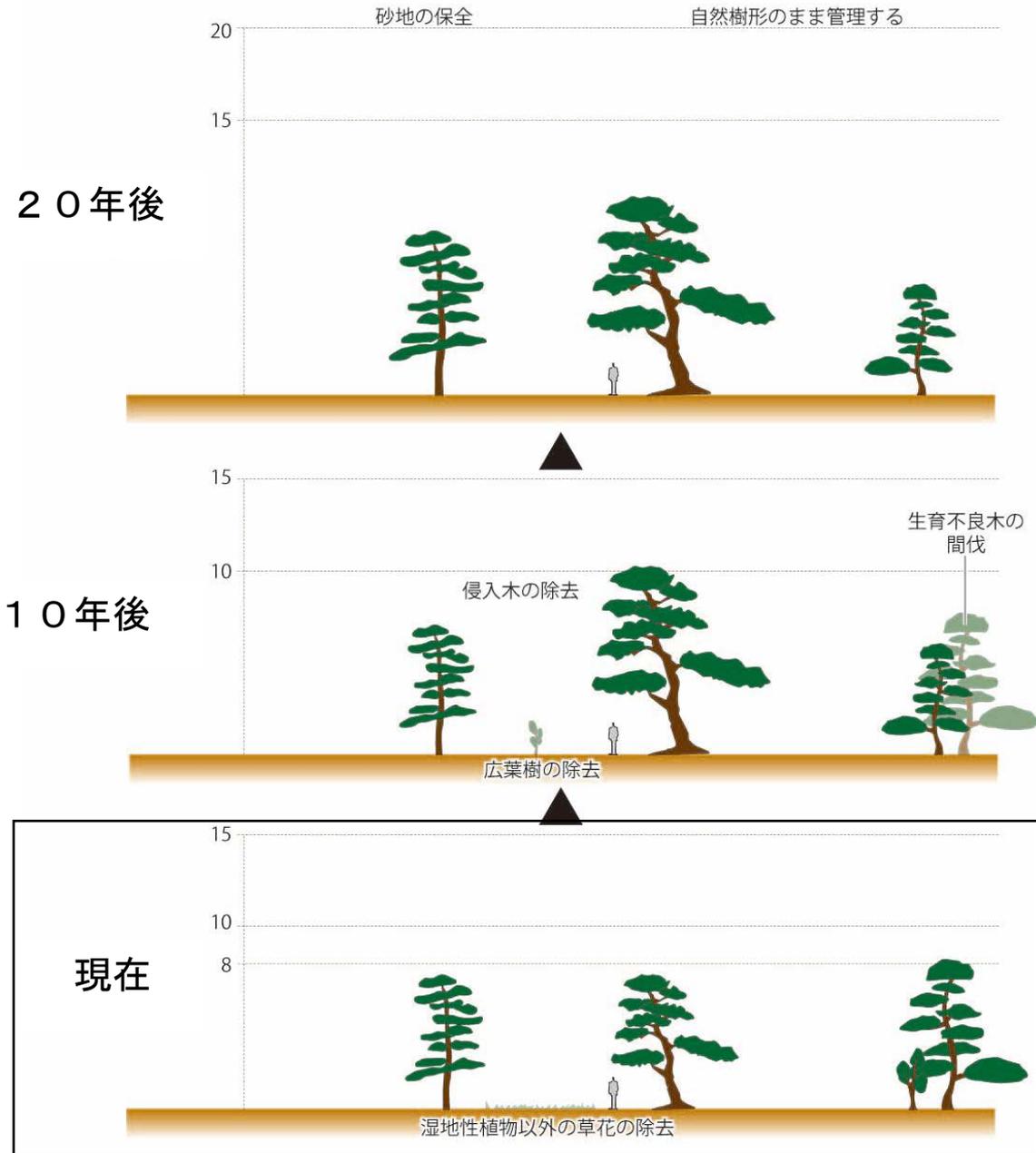
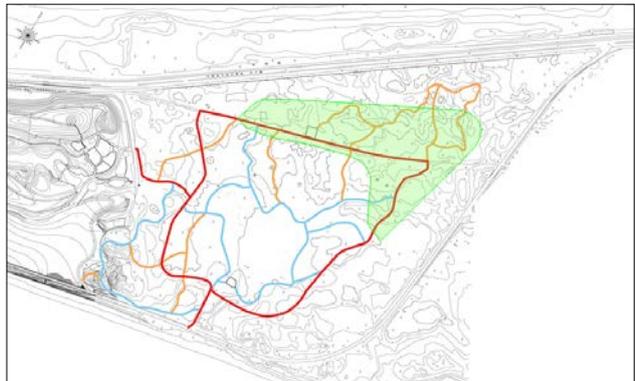


図 6.2-5 目標イメージ（白砂と松林のゾーン）

(5) 森の活動ゾーン

○植物管理方針

- クスノキ・エノキ群落の樹林への移行を図ります。
ハリエンジュやトウネズミモチ等の外来種や枯損したクロマツ等の除去を行い、広葉樹林化への遷移を緩やかに進めます。
- 林床の活用を行います。
間伐や下草刈り等で樹林内の空間利用を図ります。
- 環境学習の場として活用します。
広葉樹への自然遷移の見本展示の場として利用します。
多様な植生は、豊かな生物の生息環境ともなり、自然観察の場としても期待されます。



目標		植生管理の内容	
～H32年度	公園利用	安全性の確保 広葉樹林で、下草も繁茂している状態であり、下刈り、枝払いを中心に行い、林内への見通しの確保を行う。	快適性確保と魅力向上 広葉樹の特性を生かした魅力ある空間として、明るく開放的な樹林にしていく。
～H40年度	環境学習	保全と活用の両立 広葉樹の大木等もあり、クロマツ林では体験できない自然観察等の環境学習の拠点として活用する。	環境学習への対応 広葉樹林で、生物の生息環境も多様となり、小動物・鳥類・昆虫などの自然観察の場として活用する。
～H50年度	新たな活動・実践	保安林機能の確保 保安林の伐採制限に準じた間伐により、広葉樹林の健全な育成を図る。	環境共生の実践 広葉樹化が進んだ箇所においては、植生遷移の見本展示を行う。

○現況写真



○目標イメージ

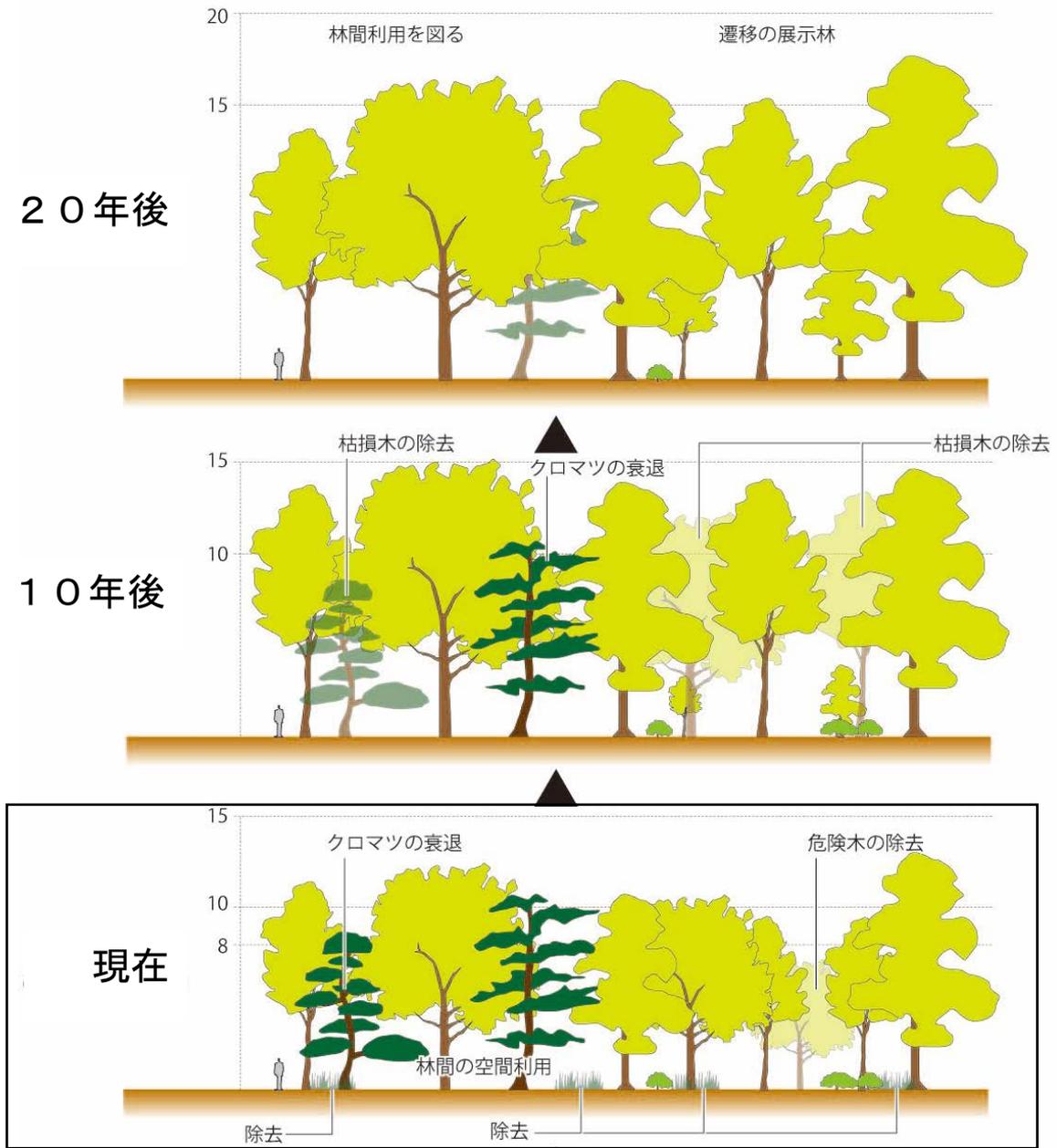


図 6.2-6 目標イメージ（森の活動ゾーン）

6.2.3. 管理手法、管理水準の設定

(1) 管理手法

森の池の松林では、これまでH25年度に策定された植物管理計画に従って、まとまった間伐や雑低木の除去作業が行われています。

今回、森の池の供用にむけてエリア内の新たなゾーニングを行ったため、それに基づく管理を行う必要があります。

現段階においては、森の池の間伐が概ね完了しています。今後の管理においては、松林の再生が必要な箇所について植物管理を行う「1. 再生整備」、さらに必要な間伐等を行う「2. 育成管理」と日常的な管理を行う「3. 維持管理」に分けて、森林管理を行います。

1) 再生整備：現状の松林の生育環境を大幅に改善する植物管理（維持工事）

新たな樹林造成を図るための幼苗を植栽するなど、松林の生育環境を大幅に改善します。松林の保全育成ゾーンの東北端に生じた裸地等が該当します。

2) 育成管理：生育過程にある松林を良好に育成していく植物管理

松林を良好に育成する植物管理として位置づけ、生育状態に合わせて行う、間伐、下刈り、つる切り等が該当します。

3) 維持管理：生育した松林を健全に維持・更新していく植物管理

健全な松林の維持を図るための、枝払いや下刈り、危険木や枯損木の除去処理などの管理をはじめ落葉掻き、松枯れ予防対策など通年型の樹林管理に必要な項目が該当します。

(2) 管理項目

以下に、植物管理の項目とその内容をまとめます。
 管理水準については、ゾーン毎の植物管理計画にて設定します。

表 6.2-5 管理項目

管理項目		管理内容
再生整備	a 植栽基盤・土壌づくり	新規クロマツの植樹に際して、土地の適性を調査し、生育環境を整える準備を行う。
	b クロマツ幼苗の植栽	自然裸地に、地形保全と防風効果を高めるための松苗の植樹を、モニタリング調査しながら実施する。
育成管理	c 弱度の間伐・枝払い	現状が疎林～中密になっている場合に、密度調整のための間伐などを実施する。林床に貴重な植生等がみられる場合には、選択的な間伐などを行う。
	d 下刈り	林床に広葉樹やササ、クズの繁茂がみられ、高木の成長を阻害している場合にあるいは広葉樹化を抑制するために行う。 ※伐採を行う際は、「福岡県農林水産部農村漁村復興課」との協議が必要
	e つる切り	クロマツの生育を阻害する、クズをはじめとするつる性植物の繁茂抑えるために行う。被覆の進行度を見極め、1回/1～3年実施する。
維持管理	f 間伐・除伐・枝払い	樹木の成長とともに樹冠の混み合いを適切に保つための間伐や枝払いを行う。またハリエンジュ等が発生した場合、除伐を行う。
	g 雑草・つる等除去	雑草や蔓が発生した場合は、刈払いや引抜き(セイタカアワダチソウ、メリケンカルカヤ、クズ等)等の下刈りを行う。
	h 落葉掻き	ボランティア等も活用して実施する。ハイゴケ等の生育箇所では控えるなど、林床植物等に特に配慮して実施する。
	i 補植	松枯れ等で樹冠が開いた箇所は、次世代を担う苗木等を植栽する。
	j チガヤ刈払い	林床でチガヤを維持する場合には、保全を目的にした刈払いを行う。
	k 枯損木処理	倒木の危険性のある枯損木等を伐採する。また、公園利用の阻害となる枯れ枝等の撤去も合わせて行う。
	l 松枯れ予防(樹幹注入)	樹幹注入を主に行う。特に利活用区域において、主要木について行う。4～7年の効力期間があり、周期的に施用する。
m 松枯れ予防(薬剤散布)	公園の他エリア及び公園周辺の松林管理者と調整の上、時期を合わせて一斉散布する。	

6.2.4. 管理の実施計画

(1) 実施計画

以下のように、森林管理の実施計画を立てます。

■長期的な実施スケジュール

実施計画	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	備考		
利用区域																									
再生整備	→ 再生整備①											→ 再生整備②											→ 再生整備③		
育成管理	→ 育成管理①											→ 育成管理②											→ 育成管理③		
維持管理	→			→																					
	→ : 国土交通省																								
	→ : 維持管理 (公園運営維持管理者)																								

■年間スケジュール

管理内容	年間スケジュール												標準作業 頻度	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
枯損木処分	→												適宜	
下草刈	→													1~2回
病虫害防除	→													発生状況により剪定防除
補植	→												適宜	
間伐										→			1回	
枝払い	→												適宜	
つる切り	→												適宜	

6.3. 施設・設備維持管理

6.3.1. 施設管理の概要

(1) 施設管理の対象

施設・設備維持管理業務の対象は、建物、工作物、設備の3種類に大別されます。

当該エリアにおいて、施設管理の対象となる主な建物および工作物、設備機器類は、次表に示すとおりです。

表 6.3-1 施設管理の対象物

範囲	施設種別	施設名
建物	便益施設	トイレ
工作物	園路・広場	園路、広場、階段、自転車園路路面標示
	便益施設	サイン(ゲートサイン、自転車誘導サイン、記名サイン、学習・解説サイン、水位観察、規制サイン)
	管理施設	進入防止柵、外周フェンス、門扉
	休憩施設	倉庫:利活用の拠点、東屋(テーブル、イスを含む):ビジター拠点
設備	給水設備	配管系統、各種機器
	污水排水設備	污水枿、污水圧送設備
	電気設備等	照明設備、非常電話、放送設備、配線設備、避雷針
	その他設備	防火水槽

(2) 施設管理の作業項目

適正な施設管理を実施するため、必要な作業項目を次表のとおり設定します。このうち、建物および工作物の管理作業は、施設の劣化損傷を予防する「予防保全」と損傷を修理復旧する「事後保全」に区分して実施します。

また、施設管理作業に関しては、建築基準法、水道法、下水道法、廃棄物および清掃に関する法律、電気事業法等により、安全上、防災上、衛生上の管理基準等が定められているので、これを遵守しなければなりません。

表 6.3-2 施設管理の作業項目

施設管理種別	管理作業種別	管理作業の内容
建物管理	予防保全	点検、清掃、塗装、器具等の取替え
	事後保全	臨時点検、補修
工作物管理	予防保全	点検、清掃、塗装、路面表示、器具等の取替え
	事後保全	臨時点検、補修、補充、移設、部分取替え
設備管理	給水設備	点検、清掃、補修、水質検査、水量確認、メーター検定他
	排水設備	点検、清掃、補修、運転、運転調整、水質検査他
	電気設備等	配電盤監視、点検、修理復旧、計器検診記録、試験測定等
	その他設備	点検、清掃、水補給

(3) 施設管理の手順

上記の施設管理作業の実施手順は以下のフローチャートに示すとおりです。

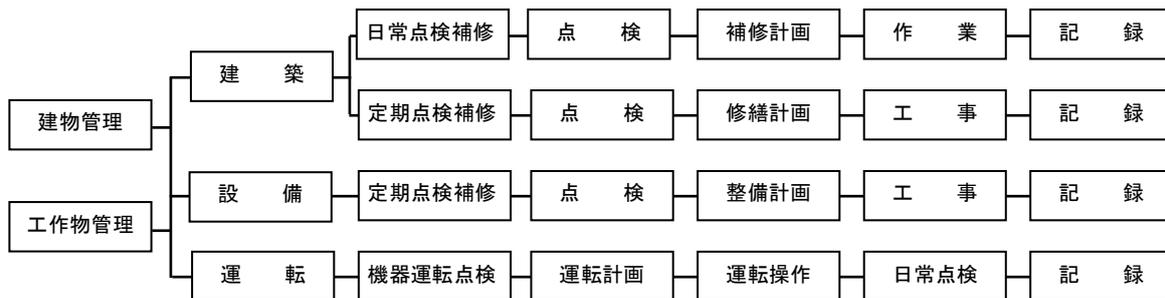


図 6.3-1 施設管理作業の手順

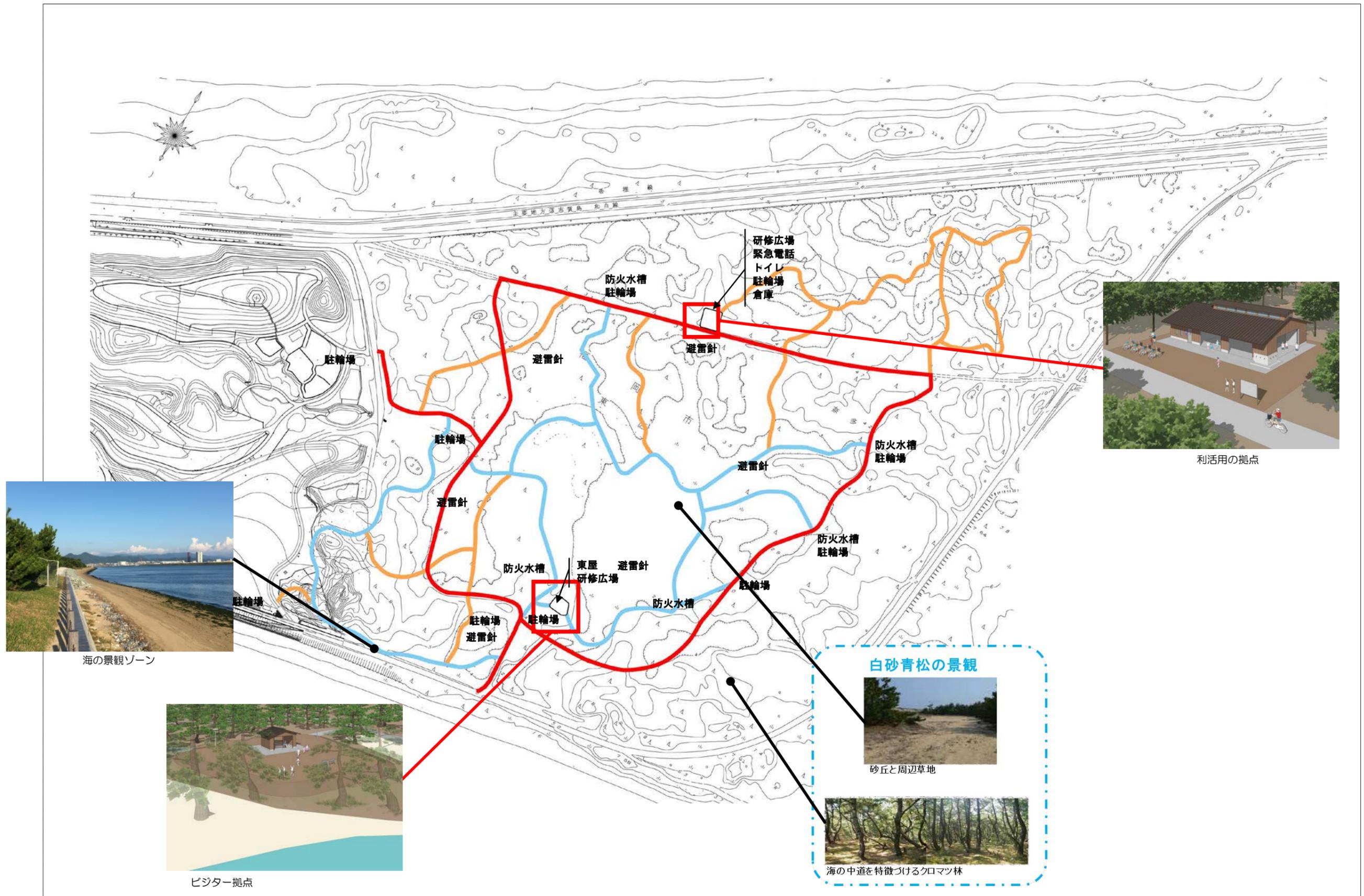


図 6.3-2 施設配置図

6.3.2. 建物管理

(1) 管理の基本方針

森の池内の建物は、来園者が利用する施設として利活用の拠点に倉庫とトイレ、ビジター拠点に東屋があります。建物の管理にあたってはすべての建物利用者が安全かつ快適に過ごせるよう適正な維持管理を実施します。

(2) 管理目標

建物管理の管理目標を以下のように設定し、当公園の他エリアと同様水準のサービスレベルを確保します。

建物管理目標	
●	予防保全(点検、手入れ等)を、決められた手順により適切かつ計画的に行うことで、建物の劣化損傷を未然に防止する。
●	事後保全(損傷補修等)を決められた手順により適切かつ迅速に行うことで、耐久力、機能、美観をすみやかに回復させる。

(3) 管理水準

1) 予防保全の作業方針

予防保全作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて、作業計画を作成し、点検基準、清掃要領等に基づき実施するものとします。なお、日常点検、定期点検の結果に応じて補修計画(短期および長期計画)を作成し、計画的に管理します。

表 6.3-3 予防保全の作業目安

作業項目		管理水準の目安
点 検	日常点検	日常の巡視、観察において、もしくは清掃業務と並行して状態を確認する。
	定期点検	年1回～月1回を目安に定期的に点検し、安全性、快適性、機能性を確認する。
清 掃	日常清掃	基本的に開園日は毎日実施する。
	特別清掃	作業内容に応じて実施する。
器具の取替え	諸施設の器具取替	利用状況および施設の耐用サイクルに応じて適宜実施する。

2) 事後保全の作業方針

事後保全作業は次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて、経済的条件等も考慮しながら、適切な管理作業により対応するものとします。

表 6.3-4 事後保全の作業目安

作業項目	管理水準の目安
臨時点検	・日常点検で異常が発見され、補修方法の決定のために詳細な状態を点検する場合。
	・台風や大雨など災害の影響等により損傷の発生が予想され、その予防のために補強等が必要とされる場合。
補 修	・損傷の状態に応じ、経済的条件、実施時期等を考慮して、補修を行う。

6.3.3. 工作物管理

(1) 管理の基本方針

森の池における工作物管理の対象は、土木施設と小工作物に大別されます。土木施設は部分的に補修を繰り返し、耐用限度になった時点で全面的に改修します。小工作物は、同様の管理内容と併せて、利用状況に応じた補充や移設、取替え等の作業を行います。

工作物の損傷は、利用と管理の双方に不都合を生じ安全性にも課題を生じるため、建物管理と同様、計画的な手入れによって劣化損傷を防ぐ予防保全と、損傷に対して補修・取替えを行い安全性や快適性を回復させる事後保全を適切に実施し、工作物の機能を維持していくこととします。

特に利用者サービスの観点から、休憩施設(夏期の日除け、冬期の風除け等)、案内施設の増設(サイン、放送設備等)、多客時の施設補充等、運営面と合わせて対処を検討していくこととします。

(2) 管理目標

工作物管理の管理目標を以下のように設定し、当公園の既開園エリアと同様水準のサービスレベルを確保します。

工作物管理目標	
●	予防保全(点検、手入れ等)を、決められた手順により適切かつ計画的に行うことで、建物の劣化損傷を未然に防止する。
●	事後保全(損傷補修等)を決められた手順により適切かつ迅速に行うことで、耐久力、機能、美観をすみやかに回復させる。
●	多客時には休憩施設、案内施設等の補充を運営面と合わせて柔軟に対処し、利用者サービスに努める。

(3) 管理水準

1) 予防保全の作業方針

予防保全作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて作業計画を定め、既開園エリアで使用しているチェックリスト、異常発生時の対応、処理の方法等を含んだ点検要領等を改定し、これに基づき実施するものとします。

表 6.3-5 予防保全の作業目安

作業項目		管理水準の目安
点 検	日常点検	・日常の巡視、観察において、もしくは清掃業務と並行して状態を確認する。
	定期点検	・年1回～月1回を目安に定期的に点検し、安全性、快適性、機能性を確認する。
清 掃	日常清掃	・園内一般清掃と合わせて、園路の清掃を行う。
	定期清掃	・案内板、舗装面等の汚れの清掃を行う。
	特別清掃	・作業内容に応じて実施する。
塗 装	美観の維持、防腐、防錆	・日常の巡視、観察等により、必要と認められる場合は実施する。
器具の取替え	諸施設の器具取替え	・利用状況及び諸施設の耐用サイクルに応じて適宜実施する。

2) 事後保全の作業方針

事後保全作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて、経済的条件等も考慮しながら、適切な管理作業により対応するものとします。

表 6.3-6 事後保全の作業目安

作業項目	管理水準の目安
臨時点検	<ul style="list-style-type: none">・日常点検で異常が発見され、補修方法の決定のために詳細な状態を点検する場合。・台風や大雨など災害の影響等により損傷の発生が予想され、その予防のために補強等が必要とされる場合。・「幻の池」の出現時に水没箇所があった場合、事後の確認点検を行う。
補修	<ul style="list-style-type: none">・損傷の状態に応じ、経済的条件、実施時期等を考慮して補修を行う。

6.3.4. 設備管理

(1) 管理の基本方針

設備管理は、設備機器自体の保全とともに、適正な運転がなされることが重要です。そのための各種点検や検査、測定、記録が必要です。

また、このような設備の管理に関しては、安全上、防災上、衛生上の設置、管理基準が法令に定められているため、それに基づいた点検、運転、管理を的確に実施し、機能の維持を図るものとします。

(2) 管理目標

設備管理の管理目標を以下のように設定し、当公園の既開園エリアと同様の管理水準を維持します。

設備管理目標	
●	点検、検査、測定、記録を、決められた手順により適切かつ計画的に行うことで、設備機器の運転を適正に保つ。

(3) 各設備の管理内容

1) 給水設備管理

①給水設備概要 ←点検頻度

表 6.3-7 給水設備の概要

区分	仕様
仕切弁	φ 50mm 用:2 個(トイレ用) φ 20mm 用:2 個(水飲み用) 仕切弁ボックス:4 個
上水給水管	φ 50mm、φ 20mm

※設計内容に準じて変更する

(給水設備)

- ・上水の給水管は、環境共生の森の既設給水管より分岐させる。

2) 管理内容と管理水準

給水設備の管理作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて作業計画を作成し、点検基準に基づき実施するものとします。なお、日常点検、定期点検の結果に応じて修繕計画を作成し、計画的に管理します。

表 6.3-8 給水設備の管理内容と管理水準 ←点検頻度

区分	管理作業	管理水準
上水給水管	漏水、破損等の定期的な点検及び補修	巡回

3) 汚水排水設備管理

①汚水排水設備概要

表 6.3-9 汚水排水設備の概要

区分	仕様
汚水圧送ポンプ設備	点検口、ポンプ制御盤
汚水管	下水道用ポリエチレン管 φ75mm←設計内容に準じて変更する

(汚水系統)

- ・汚水排水は、既存の汚水排水系統へ放流する。
- ・周辺地形及び放流先の条件から、ポンプ圧送方式とする。

②管理内容と管理水準

汚水処理能力を常に基準値以上を維持するため、排水圧ポンプや配水管の性能を正常に保つように管理します。汚水設備の管理作業は、次に示す作業項目と管理水準の目安を踏まえて作業計画を作成し実施するものとします。なお、日常点検の結果に応じて修繕計画を作成し、計画的に管理します。

表 6.3-10 汚水排水設備の管理内容と管理水準

区分	仕様・規模	管理作業	管理水準
汚水圧送ポンプ設備	点検口、ポンプ制御盤	漏水、腐食、破損、つまり等の定期的な点検及び補修	巡回
汚水管	下水道用ポリエチレン管 φ75mm	漏水、破損等の定期的な点検及び補修	巡回

4) 電気設備等管理

電気設備等の管理は、設備機能の維持及び故障の発生防止、修理、効率的な運用等を目的としています。さらに、電気設備による感電、火災、傷害等の事故防止も重要な目的です。

電気設備の管理に関しては、電気事業法等の技術基準に基づいた点検、運転、管理を的確に実施し、機能の維持を図る必要があります。

①電気設備概要

【利活用の拠点】

表 6.3-11 電気設備概要（利活用の拠点）

施設名称	名称	設置台数
トイレ	電灯 Hf32W×2	3
	コンセント	1
	オストメイト	1
	上水搬送ポンプ	1
	下水搬送ポンプ	1
コンセント盤	イベント用コンセント盤	1
緊急電話	緊急電話機	1
放送設備	スピーカー	1
照明設備(LED)	照明(屋外)	4

【ビジター拠点】

表 6.3-12 電気設備概要（ビジター拠点）

施設名称	名称	設置台数
コンセント盤	イベント用コンセント盤	1
照明設備(LED)	照明(屋外)	2

【その他施設】

表 6.3-13 電気設備の概要（その他施設）

施設名称	名称	設置台数
防雷設備	避雷針	6

(受電・配電)

・既設受電設備から当該箇所へ配電する。

(配管)

・電気系統は FEP 管により埋設配管する。

②管理内容と管理水準

電気設備の基盤となる配線設備の管理内容を次表に示します。

表 6.3-14 電気設備の管理内容

設備・機器	管理の内容
配線設備	定期点検、絶縁抵抗測定、修理

- ・電気工作物の技術基準に定めるところに従い、常に維持すること
 - ・電気工作物の工事、維持および運用の監督を行わせるため主任技術者を専任すること
 - ・電気工作物の保安確保のため、保安基準を作成し届け出ること
- * (電気事業法第 74 条他)

表 6.3-15 電気設備等の管理内容と管理水準（利活用の拠点）

施設名称	名称	設置台数	管理作業	管理水準
トイレ	電灯 Hf32W×2	3	定期点検 巡回点検	年 1 回 毎日
	コンセント	1		
	オストメイト	1		
	上水搬送ポンプ	1	定期点検 巡回点検	年 1 回 年 1 回
	下水搬送ポンプ	1		
コンセント盤	イベント用コンセント盤	1	定期点検 巡回点検	年 1 回 毎日
緊急電話	緊急電話機	1	定期点検 巡回点検	年 1 回 毎日
放送設備	スピーカー	1	定期点検 巡回点検	年 1 回 毎日
照明設備 (LED)	照明	4	定期点検 巡回点検	年 1 回 毎日

表 6.3-16 電気設備等の管理内容と管理水準（ビジター拠点）

施設名称	名称	設置台数	管理作業	管理水準
コンセント盤	イベント用コンセント盤	1	定期点検 巡回点検	年 1 回 毎日
照明設備 (LED)	照明	2	定期点検 巡回点検	年 1 回 毎日

表 6.3-17 電気設備等の管理内容と管理水準（その他施設）

施設名称	名称	設置台数	管理作業	管理水準
防雷設備	避雷針	6	定期点検 巡回点検	年 1 回 毎日

③点検項目

受変電設備: 配電盤監視、電圧力率調整、故障・事故などの修理・復旧、定期点検、巡回点検各計器検針及び記録、試験及び測定

配線設備: 定期点検、絶縁抵抗測定、修理

表 6.3-18 電気設備等の任意点検項目 (定期点検)

施設名	内容	回数	根拠
照明設備	設備の総点検	年1回	
放送設備	設備の総点検	年1回	個別仕様書
電話設備	設備の総点検	年1回	
避雷針設備	設備の総点検	年1回	

6.4. 清掃管理

6.4.1. 管理作業の基本事項

(1) 管理作業の基本方針

森の池の施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、森の池の利用状況に適切に対応するため、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、実施時期の調整を行います。

清掃は、施設の利用環境の快適性を維持向上させるために、日常的・定期的に清掃を実施します。また、施設の清潔さを保つことのほかに、材料の劣化原因を取り除く、腐食の進行を遅らせる、性能を維持する等の重要な役割を持っていることに留意して清掃を行います。

(2) 管理目標

清掃作業の管理目標を以下のように設定し、当公園の既開園エリアと同様水準のサービスレベルを確保します。

清掃管理目標

- 季節や曜日、天候条件等によって大きく変動する来園者の動向に対応したきめ細かな人員配置、清掃箇所等の計画を行う。
- 台風接近に伴う災害発生時や緊急時にも即応できる体制を確保する。

(3) 清掃対象区域

清掃の対象区域は、下表のとおりとし、エリア内に設置された施設毎に実施するものとします。

表 6.4-1 清掃対象区域

区 分	施 設(場 所)名
園路・広場等清掃	園路・広場(利活用の拠点広場・ビジター拠点広場)、駐輪場、サイン、フェンス、門扉、倉庫(利活用の拠点)、東屋(ビジター拠点)
トイレ清掃	トイレ

(4) 清掃作業の区分

適正な清掃を実施するため、必要な作業項目を次のとおり設定する。清掃作業はほぼ毎日（開園日）行う必要のある日常清掃、定期的に行う必要のある定期清掃、必要に応じ行う特別清掃に区分して実施します。

表 6.4-2 清掃作業の基本的な区分

区 分	日 常 清 掃	定 期 清 掃	特 別 清 掃
園路・広場等 清掃	・廃棄物及び塵芥等の 回収搬出 ・塵芥等の除去 ・倉庫（利活用の拠 点）、東屋（ビジター 拠点）等の清掃	※清掃の頻度に関して、 公園他エリアの事例を 含めて、再検討が必要	・台風、強風等の影響による園路、 広場他の清掃 ・舗装の汚れ落とし等 ・幻の池出現による園路等の清掃 ・倉庫（利活用の拠点拠点）と東屋 （ビジター拠点）等、利活用イベ ント後の清掃
トイレ清掃	・トイレ清掃	・必要に応じて実施	—

(5) 清掃作業の水準

種別	年間スケジュール												計	頻度	備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
●日常清掃																
園路・広場 等清掃	240h	248h	240h	248h	248h	240h	248h	240h	225h	225h	195h	248h	2598h	毎日 1人/日 7.5-8.0h /日	園内 巡回	
トイレ 清掃	30h	31h	30h	31h	31h	30h	31h	30h	30h	30h	26h	31h	361h	毎日 1人/日 (0.5h×2 回/日)	1箇所	
●特別清掃																
清掃 (台風等)						2回	2回						4回	4回/年	4人/ 回	

・園地・広場清掃は、海の中道海浜公園の既供用エリアにおいて、毎日 7.5 もしくは 8.0 時間で、平日、土日、繁忙日の状況に合わせて 5～15 名体制にて実施している。森の池では、平日、土日の利用の差が大きくないと考え、土日平日に関わらず配置される清掃員を1名増加として考える。

・3～11月：8:00～17:00(1h休憩) 8.0 時間 1人工

・12～2月：8:00～16:30(1h休憩) 7.5 時間 1人工

・トイレ清掃は、毎日、土日平日に関わらず、トイレ1か所について清掃員 1 名が 0.5 時間を1日2回実施することとする。人工としては、0.125 人/日。

6.4.2. 作業区分別留意点

(1) 園路・広場等清掃

【園路、駐輪場、拠点広場】

- ・清掃対象区域のゴミは拾い残しのないよう回収し、常に施設の清潔さ、快適さを維持する。デッキは定期的に床面の掃き清掃を行う。特に秋季にデッキ上にたまる落葉等は、雨天後滑って転倒する原因にもあるため頻度を密にして清掃する。
- ・ゴミ箱は、基本的に屋外には配置しない。
- ・屋内にゴミ箱を配置する場合、可燃物、不燃物の分別型を設置して、利用者に対し分別を徹底するよう指導する。
- ・屋内で発生したゴミは、公園内の管理バックヤードの所定の位置に集積する。

【休息所(倉庫:利活用の拠点、東屋:ビジター拠点)、サイン、フェンス、門扉、ゲート】

- ・東屋に設置するテーブル、イス、サイン等の利用者サービスの根幹を支える工作物は、快適に利用できるよう定期的に拭き清掃を行う。

(2) トイレ清掃

- ・トイレは、便器及び床の清掃、拭き清掃等を毎日行い、清潔さ、快適さを維持する。
- ・汚れ、いたずら等による落書きの除去、清掃を必要に応じて実施する。

6.5. 利用案内・指導

6.5.1. 利用案内・指導の目標

利用案内・指導は、供用施設の適切な利用を促すための案内・指導や、利用プログラムなどの各種レクリエーション活動に対する案内・指導を行います。

6.5.2. 利用案内・指導の種類

利用案内・指導の業務は、大別すると次に示すとおり、公園及び公園施設等の利用案内、レクリエーション活動に対する案内・指導及びプログラムの提供の2業務に区別されます。

表 6.5-1 利用案内・指導の種類

業務の区分	業務内容
公園及び公園施設等の案内・指導	公園施設、行催事等に関する案内・相談
	「行為の禁止等に関する取扱い要領」等に基づく利用者指導・案内
レクリエーション活動の案内・指導・提供	公園が用意するサービス(全体利用、イベント催事等)の受付・相談等
	マラソン大会など利用者が持ち込むイベント・催事等の受付・相談等

6.5.3. 運営内容

(1) 公園施設、行催事等に関する案内・相談

1) 多目的運動場・受付窓口における利用案内・指導

光と風の広場口等において、次に示すような施設や行催事等に関する情報を提供し、快適かつ適正な公園利用を促進します。

例) ・公園施設の案内(施設の位置、内容、利用申込み方法等)

・イベントやプログラムの案内(開催日時、場所、内容、参加方法等)

2) 繁忙時における入口での利用案内・指導

来園者が迷うことなく来園目的を達成できるよう入口部分での案内板、規則板等サイン掲示、さらには係員の直接対応により、公園施設、行催事等に関する案内、相談等を行います。

6.6. 安全管理（巡視）

6.6.1. 安全管理の目標

安全管理は、公園及び公園施設の利用による不慮の事故を未然に防ぎ、また、事故が発生した場合に適切な処置を施すとともに、適正な公園利用を指導、促進し、公園利用者の安全を確保するために行います。

6.6.2. 安全管理の種類

安全管理は、大別すると、「1. 園内の巡視」、「2. 緊急時への対応」、「3. 入園車輛の取扱い」に区分できます。

表 6.6-1 安全管理の業務区分

業務の区分		業務内容
園内の巡視	維持状況の調査点検	建物、工作物、植栽等の維持、清掃の状況
	利用者指導	危険区域の立ち入り、危険行為の制止等
	緊急時の迅速な措置	事故等発生時の連絡、救護等
	その他	その他安全確保、施設維持等に必要事項
緊急時への対応	負傷者・病人への対応	怪我人、迷子等が発生した場合の救護捜索
	災害等発生時の対応	震災、火災発生など緊急時の連絡、避難誘導等
入園車輛の取扱い	車輛入園許可証の発行	工事、業務等による車輛入園者の許可申請
	車輛進入ルートの指導	工事、業務等による車輛入園者の進路規制

6.6.3. 安全管理の基本的考え方

- ・チェックリスト等による異常箇所の早期発見・改善による事故の未然防止の徹底
- ・利用動向に応じた巡視・警備、案内サービスを実施し公園施設等の安全な利用を推進
- ・「安全講習会」等の開催による管理作業時におけるお客様への安全確保の徹底
- ・「車両通行規則」等に基づく公園内通行車両の安全運転の徹底
- ・マニュアルに基づく、労働安全衛生の確保

6.6.4. 管理内容

(1) 巡視・会日による安全管理

1) 巡視する事項

巡視は、前記のとおり、施設の維持状況の調査点検、利用者指導、緊急時における迅速な措置等を実施するために行うものです。このうち、維持状況の調査点検は施設管理と併せて行うもののため、業務の実施にあたっては、原則として次表に示す内容を踏まえつつ、要所について巡視を行います。

巡視作業項目
<ul style="list-style-type: none"> ◆開園、閉園時における開錠、施錠 ◆行為の禁止、許可事項、持込物品等に係る利用者指導 ◆利用者の危険個所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導 ◆事故・負傷者・病人・迷子等を発見した場合の適切な処置と報告 ◆災害の発生を認知した場合の迅速な報告と小規模な場合の応急処置 ◆拾得物を発見した場合の処置 ◆不審物を発見した場合の処置 ◆植物及び施設又は清掃状況等の点検と報告 <ul style="list-style-type: none"> (i) 木本、草本の生育状況及び修景施設の異常の有無 (ii) 園路(デッキも含む)、広場、その他構造物等の異常の有無 (iii) 門扉、サイン、休憩所(倉庫:利活用の拠点、東屋:ビジター拠点)、トイレ等の異常の有無 (iv) 放送、給排水設備設等の異常の有無 (v) 清掃の状況 ◆閉園前の放置車両の有無の確認及び処置と報告

(2) 巡視業務の分類

巡視業務は、次に示すとおり、通常の巡視、時間外巡視、囲障巡視の3業務に分類されます。

表 6.6-2 巡視業務の分類と内容

巡視業務分類	各巡視業務の内容
巡視	入園者の安全性確保と公園施設の機能維持の効果的・効率的な実施、災害・事故等の不測の事態に備えて緊急の措置
時間外巡視	開園日の閉門後、不法入園者の取締り、事故・災害の予防並びに施設の破損及び盗難防止等の措置
囲障巡視	公園敷地と敷地外、開園区域と未開園区域等における囲障の柵、仮柵、仮設ゲート等の維持状況の点検及び簡易な修繕

(3) 巡視業務の体制

巡視業務の実施については、「巡視計画書」を定め、これに基づき公園施設の現状及び利用状況を調査点検し、報告及び安全指導、救護等の適切な措置をとるものとします。

なお、開園時間中の巡視においては、適宜、入園管理や案内、整理等の業務も併せて行うものとします。

6.7. 事故、災害等の緊急時対応

6.7.1. 基本的な考え方

国が策定した「防災業務計画書」「BCPマニュアル」に沿った措置の徹底をはかるとともに、管理受託者が別途定める「危機管理マニュアル」等に沿った対応を行います。

防災に関しては国の「防災業務計画書」に従い、地震（津波）、風水害、水質（油流出）を対象とします。その他、来園者の危険を伴う緊急時として、襲雷時、強風時、新型インフルエンザ等の流行時が対象とします。

6.7.2. 想定される役割

災害・事故等の緊急事案発生時に想定される役割は主として下記の対応が考えられ、的確に対応するよう日常より準備・教育・訓練等を実施する必要があります。

- ・被災者の救助、災害状況の把握、2次災害の防止等、発生からの的確な初動対応
- ・公園関係機関との連絡支援体制の確保及び連絡・調整
- ・スタッフ等の安全確保、健康管理
- ・災害・事故等に対する発生予防措置

6.7.3. 対応の内容

(1) 発生からの初動対応

- ・応急手当や救急要請、避難誘導を、迅速かつ適切に行う。
- ・危険箇所への立入禁止、施設の使用中止措置を速やかに実施し、2次災害を防止する。

(2) 事故・災害発生時の応援・協力体制の確保

- ・本公園において発生する災害・事故等の緊急事案については、関係機関と一体となった連絡体制、応援・支援体制を確保する。

(3) スタッフに対する安全確保

- ・災害後に必要な生活用品の確保、生活対策用施設や機材の整備、スタッフ及び家族の安否確認や連絡体制の確保をはかる。

(4) 災害・事故の予防措置

- ・管理受託者が別途定めた管理マニュアルに基づき、日常から公園施設や諸機材の点検、安全教育・訓練、適切な利用者指導等を行う。
- ・防災訓練、緊急救急研修等を実施する。
- ・緊急避難経路や避難場所、緊急車両等進入場所を告知、指定する。
- ・お客様の安全を阻害する災害関連情報を収集、発信する。

6.8. 広報・行催事

6.8.1. 広報・行催事の目的

広報及び行催事の主たる目的は、森の池の利用促進であり、そのための基本的な方針として、以下の3点を挙げることができます。

- ・公園の認知度向上
- ・地域交流
- ・社会的ニーズに対応

上記の方針は、相互に密接につながっており、また、関連づけることによって相乗効果を上げるものであり、切り離しては考えられません。

6.8.2. 利用促進の意義

行催事及び広報の意義は、以下の通りであり、それぞれが目的につながっています。

(1) 森の池のアイデンティティやイメージを伝える。

森の池の基本理念・基本構想を伝え、森の池のイメージを明確にするとともに、さらなるイメージアップにつなげ、PRを行う。

(2) 誘致効果を持たせる。

広域的な誘致効果を持たせ、新規来園者を見込むとともにリピーターを確保する。

(3) 公園の存在意義を確立する。

地域との連携・交流を図り、地域における公園の存在意義を確立させる。

(4) 地域振興に貢献する。

地域の歴史、文化の継承と産業の発展に貢献する。

(5) 緑化推進や環境保全に寄与する。

市民参加活動の誘発に寄与する。

6.8.3. 国営公園が行うべき広報・行催事

森の池において開催する行催事は、「国営公園にふさわしい」という観点に留意しながら、下記のような視点で企画・立案します。

(1) 広報

1) 公共事業としての位置付け

- ・公園事業は、社会資本整備の一環であり、公園管理は社会貢献活動とも捉えられる。
- ・公園と市民との良好なコミュニケーション形成のため、市民に対する情報提供は重要である。
- ・公園における広報は、パブリシティ活動を基本として、広告・宣伝はそれを補完するものとして位置付ける。

2) 森の池の魅力の発見と訴求

- ・広大である、多様であるなど、国営公園特有の魅力を引き出して、市民にアピールする。
- ・時節に応じた情報をタイムリーに発信する。

3) 広域で多様な市民への広報

- ・国営公園の誘致圏は広域で、利用者も老若男女と多様である。広報の対象もそれと同様に捉え、偏りがないようにする。
- ・但し、意図的かつ目的別にターゲットを選別することもある。

4) 情報公開としての広報

- ・森の池の基礎データや事故の情報

(2) 行催事（イベント・利用プログラム）

1) 国営公園の特性・特徴を活かす

- ・豊かな自然環境を活用し、身近な自然環境に親しむ機会を創出
- ・大規模な樹林内のフィールドを活用
- ・利活用の拠点を活用した展示、工作等の活動

2) 利用者の多様なニーズに対応する

- ・公園利用者の森の池に対するニーズの把握
- ・市民参加活動の受け入れ、誘致、育成
- ・環境学習の場の提供

3) 広域からの利用者を誘致する

- ・都道府県を越えた利用者を誘致できる大規模な行催事

4) 他の都市公園をリードし、先駆けとなる提案

- ・利用の規制緩和
- ・これまでにない新しい発想の行催事
- ・新しい活動についての実験、試行の場

5) 地域活性化に貢献する

- ・多くの利用者を誘致できる話題性のある行催事

6.8.4. 広報の実施内容

(1) 広報の方針

1) 森の池認知のための広報戦略

- ・公園全体で計画し実施している広報の中に、森の池の情報を組み入れる。
- ・エリア独自の情報を発信するための仕掛けが求められる。(例: 幻の池の出現、ボランティア募集など)

2) 日常の出来事を伝える広報

- ・ホームページやニュースリリースを活用し、ボランティアの活動紹介等、日常的な出来事を伝える情報発信も必要である。

(2) 広報の実施内容

1) 日常的な広報

- ・地域のマスコミ関係団体や行政団体に対して、行催事情報等のニュースリリースや定期的な情報提供を行う。
- ・活動紹介や行催事等の告知を行うために、ホームページを始めとする電子媒体を活用した情報発信を行う。

2) ターゲットを絞った重点的な広報

- ・マラソン大会誘致: 市内の小中学校、幼稚園への案内送付、直接訪問等を行う。
- ・CSR活動の誘致: 関心のありそうな団体企業の訪問を行う。

(3) 開園告知

- ・開園までの期間に、エリア内に関するトピックについてニュースリリースやホームページでの情報発信
- ・チラシ作成と配布による開園記念イベントの告知(必要があれば、有料広告、新聞折込等も検討)

(4) 広報媒体

森の池の開園後に、専用マップ等を作成するのではなく、既存の公園ガイドをベースに追加修正し、現地に案内サインを設置します。なお、森の池の開園に伴い、広報物及び配布物において修正が必要なものについては、以下のとおりです。

表 6.8-1 広報媒体と修正点

媒体名	主な用途	修正点
公園ガイド（園内配布用） 日本語版	<ul style="list-style-type: none"> ・園内案内のマップ ・来園者にゲートで配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・森の池の部分を追加したマップデータの新規書き起し ・エリア紹介の追記
公園ガイド（園外配置用） 日本語版	<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設、観光案内所等に配置 	
公園ガイド（園内配布用） 外国語版 （英語、中国語、韓国語）	<ul style="list-style-type: none"> ・園内案内のマップ ・来園者にゲートで配布 ・関係機関、施設に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・森の池の部分を追加したマップデータの新規書き起し ・エリア紹介の追記 ・追記事項の翻訳
公園ガイド（園外配置用） 外国語版 （英語、中国語、韓国語）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設、観光案内所等に配置 	
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB上で、公園利用情報の公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・森の池の部分を追加したマップデータの新規書き起し ・「遊び」、「体験・学び」の情報の追記 ・追記事項の翻訳

6.8.5. 行催事の実施内容

(1) 行催事の方針

森の池における利用促進を目的として、主催もしくは外部からの持込みにより行催事(イベント・利用プログラム)を来園者に提供する必要があります。ボランティアとの協働により日常的な利用が可能なプログラムは、公園側が準備して提供することとします。大規模なイベント等については、持込みの誘致を主体とし、エリアの特性を活かした、スポーツ、アート、松林保全等を目的とする企画・実施が想定されます。

(2) 行催事の実施内容

表 6.8-2 行催事の実施内容一覧

区分	プログラム	概要
一般 利用	散策	エリア内を自由に散策する。
	森林浴	樹木が発散するフィトンチッドやマイナスイオンを浴びながら心身をリラックス、リフレッシュさせる。「森林浴おすすめスポット」情報を提供する。
	ウォーキング	ウォーキングコースとして設定した周回園路他を歩く。コースの距離・所要時間についての情報を提供する。
	ジョギング	ジョギングコースとして設定した周回園路を走る。コースの距離・所要時間についての情報を提供する。
	ノルディックウォーク	園路や自由散策エリアを、ポールを使ったノルディックウォークで歩く。ポールはレンタルで提供する。
	サイクリング	サイクリングコースとして設定した周回園路を走る。コースの距離・所要時間についての情報を提供する。
	健康づくり入門講座	ノルディックウォーク、ジョギング、スローウォーキング、森林浴など、健康づくりの体験講座を開催し、エリア内の利用につなげる。
	ガイドツアー	ガイドの案内で、エリア内の観察ポイントを回る。
	セルフガイドプログラム	セルフガイドシートを持って、自分でエリア内の観察ポイントを回る。
	環境教育プログラム(個人用)	個人参加者を募集し、森の池の特性やエリア内資源を活かした環境教育プログラムを実施する。
	季節のクラフト体験	エリア内で採取できる松ぼっくり、松葉、木の実、蔓などの材料を用いて、小物などを作る。
	幻の池探検隊	幻の池出現時に、池の深さや生き物などを調べる。
ユニバーサルプログラム	年齢、国籍、障害の有無にかかわらずエリア利用を楽しめるよう、情報提供や利用支援を行うとともに、配慮したプログラムを実施する。	
団体利用	ミニマラソン	学校などの団体のミニマラソン大会にコースを提供する。
	ウォークラリー	学校などの団体のウォークラリーにコースを提供する。
	環境教育プログラム(団体用)	学校などの団体を対象として、森の池の特性やエリア内資源を活かした環境教育プログラムを実施する。
持ち込み 利用	マラソン大会	マラソン主催団体がマラソン大会を実施する場合に、森の池周辺広場などエリアの一部をコースとして利用する。
	アートイベント	福岡トリエンナーレの開催に協賛して、エリア内の一部をサテライト会場としてアート作品を展示する。
広報	幻の池情報	毎年変動がある幻の池の出現状況について、ホームページや園内掲示で情報提供する。
ボラン ティア 活動	既存林保全活動(ボランティア)	既存林の保全のため、間伐、除伐、枝打ち、蔓除去、下草刈りなどを行う。
	野草保全育成活動	野草の保全育成のため、調査、外来種等の除去、日照調整など生育環境を整える活動を行う。
	既存林保全活動(CSR等)	学校・団体や企業のCSR活動などの要望に対応して、エリア内外のボランティア活動として受け入れる。
	企画運営活動	イベントやプログラム等の企画運営にかかわるボランティア活動

(3) 持ち込みイベントの展開例

森の池で持ち込みイベントとして以下の4点を展開可能と考えられます。

詳細については、別添資料の「参考資料(利活用プログラムについて)」を参照。

1) スポーツイベント

- ・園路が周回コースになっている、樹林地内を快適に移動することができる等の特性を活かし、ミニマラソン、ノルディックウォーキング等のスポーツ大会の誘致に取り組む。

2) アートイベント

- ・既存の松の空間特性を活かし、樹林地をキャンバスとしたアート系イベントの誘致に取り組む。芸術系の大学との連携により制作から展示までを見せるイベント等の展開が考えられる。

3) 市民参加型イベント

- ・松林の管理作業や林床地の野草の保全等を行う活動を市民と協働により実施するイベント展開が考えられる。特に、企業の研修やCSR等で、松林保全活動の受け入れを進める。

(4) 開園記念イベントの企画・実施

- ・開園時の式典にあわせ、森の池の利用イメージを伝えるために、エリアで提供するプログラムやイベントを一堂に集めた「開園記念イベント」を開催が必要であると考えられる。

6.9. 市民参加・協働

6.9.1. 方針

公園利用者に対して新しい公園利用の形態である「活動を通じて人とのふれあいを得たい」や、「自分の技能を生かしたい」という欲求に応じ、「環境共生の森」を始めとする既存エリアでは、多くのボランティアが活動しています。

森の池では、更なる市民との協働体制構築ならびに、サービスの提供を目標に掲げており、市民協働による利活用プログラムを実施する。そのためには、市民との協働体制の構築に関する運営協議会(仮)を設置し、その運営を行うこととします。

6.9.2. 活動主体

森の池では、既存エリアにはない新規の活動を計画しているため、市民団体や学校、新たなボランティア等を募集することが必要である。その際は、活動の企画立案等について運営協議会で協議のうえ、実施するものとします。

また、単発のイベントに参加するプチボランティアや、企業のCSR活動や学校の研修等の活動を公園で受け入れる場合も想定されます。

6.9.3. 活動支援

公園の維持管理・運営に寄与しつつ、効果的かつ円滑なボランティア活動が行われるよう、公園側が支援を行います。支援内容としては、必要物品の貸与等による「物的支援」と、活動日の連絡やボランティア同士の交流等をサポートする「人的支援」に分けて整理することができます。

(1) 物的支援

- ・入園料や駐車料金の免除
- ・帽子やジャンパー等のユニフォームの貸与
- ・作業道具やパソコン等の活動に必要な物品の貸与
- ・部屋(ボランティアルーム)の貸出し
- ・ボランティア保険等への加入手続き 等

(2) 人的支援

- ・活動に対する企画
- ・活動日程等の調整
- ・活動を休んだボランティア等への連絡
- ・知識や技術のスキルアップを目的とした研修の実施
- ・活動に対する技術的な指導
- ・準備作業や記録撮影等の活動の補助
- ・活動自体を知らせる広報の協力
- ・活動の関連で開催されるイベントに対する広報協力 等

(3) 森の池利活用協議会（仮）の運営

運営協議会の会員が、来園者に対して海の中道海浜公園の自然の素晴らしさの紹介をするとともに、それに関連する利用プログラムを提供することで、更なる満足度の向上をめざします。

森の池における協議会の主な活動内容は以下のとおり、利用プログラムの企画・実践の活動（運営補助）を中心に、松林の保全育成・管理、利用者案内等を主な活動内容として設定します。

(4) 利用プログラムの運営補助

- ・環境共生の森の活動の中で、森の池を対象としたプログラムの運営協力
プログラム企画、ツール作成、講師、実施補助 等
- ・松林内の自然環境調査（パトロール）の補助
- ・団体利用（学校、企業、子供会等）の対応
- ・展示活動（展示場所の説明）、解説活動を通じた一般来園者対応
- ・一般的な利用案内（施設場所、イベント情報等）

(5) 松林の保全育成・管理活動

- ・松林の管理作業（落ち葉かき、下草刈等）の補助
- ・林床地に自生する植物の保全活動

(6) スキルアップ

森の池での利活用プログラムやサービスを提供する上では、会員の安全・衛生管理や来園者への利用サービスの面から習得が必要な知識や技能があり、その向上を図るための研修を公園管理(受託)者が企画して実施します。研修で学ぶ内容としては、最低限必要な研修項目(必要項目)と、それぞれの活動に合わせた専門的な研修項目(スキルアップ項目)に分けることができます。会員には、それぞれ専門的スキルを有する団体や学校等が参加していると考えられることから、互いが教え合う形が望ましいと考えられます。研修項目のなかで、森の池が供用されることにより、研修項目のなかで追加すべき内容は以下の通りです。

1) 必要項目

- ・森の池の概要、運営方針

既存松林の機能、更新・育成のあり方、自然特性等について学ぶ。

- ・作業時における安全・衛生

松林の管理作業時における事故等を予防するため、刃物の扱いやヒヤリハット、熱中症やスズメバチ等の危険生物などの安全・衛生上の注意事項等について学ぶ。

2) スキルアップ項目

- ・新プログラム研修

松林や幻の池等、森の池の自然特性に応じた利用プログラムの企画・立案及び実践について学ぶ。

- ・松林管理

松林の管理作業、野草の保全育成方法等について理論と実践を交えて学ぶ。